

平成31年度 第1回 定期募集

抽選

# 県営住宅入居申込案内書

郵送  
受付期間

平成31年 5月 7日(火)  
(2019年)



平成31年 5月14日(火)  
(2019年)

平成31年5月14日(火)までの  
(2019年)

消印があるものに限り受付します。

抽選日

平成31年 6月 5日(水)  
(2019年)

ただし、名古屋尾張住宅管理事務所の尾張地区については  
平成31年6月4日(火)に行います。

入居予定日

平成31年 8月 1日(木)  
(2019年)

以降順次入居

新婚・子育て世帯の方は、抽選で優遇される福祉枠に申込みできます。



今回の募集住宅以外にも  
常時募集[先着順]で申込みできる住宅があります。

愛知県／愛知県住宅供給公社

## 募集の概要

定期募集は、募集可能な空家が発生している住宅(別冊の募集住宅一覧表参照)について、入居予定者として選出し、登録するためのものです。

その取扱いは、入居募集住宅ごとに受付を行い、公開抽選により仮当選順位を定め、後日行われる入居資格本審査に合格した方を入居予定者として登録します。

なお、災害等による緊急入居や不測の事態が生じた場合などには、空家が発生するまでお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

- 募集住宅は、既設住宅であり建築後の年数も経過していることから、壁の汚れ等、修繕できかねるところがありますのでご了承ください。
- 入居にあたっては、共益費・自治会費等の支払い、退去修繕費の支払い、ペット飼育の禁止等注意事項、了解事項がありますので、入居申込案内書をよくお読みになり、内容を理解したうえでお申込みください。

### 受付期間

平成31年5月7日(火)～平成31年5月14日(火)

(2019年)

(2019年)

5月14日(火)までの消印があるものに限り受付します。

### 郵送申込み

### 抽選日

平成31年6月5日(水) 午前10時から

(2019年)

ただし、名古屋尾張住宅管理事務所の尾張地区は平成31年(2019年)6月4日(火)午前10時から

入居希望住宅により抽選会場が異なりますので、入居申込案内書41・42ページをご覧ください。

### 募集戸数

普通県営住宅	一般世帯向	.....	115団地	431戸
〃	単身者向	.....	23団地	33戸
〃	シルバーハウジング	.....	11団地	20戸
〃	老人世帯向	.....	7団地	12戸
〃	身体障害者世帯向	.....	8団地	8戸
〃	老人同居・大家族世帯向	.....	14団地	17戸

- 募集戸数は、入居申込案内書作成時の戸数であり、抽選時までに新たに発生した募集可能な空家を追加する場合があります。

### 申込方法

- 当募集案内書での申込みは、1世帯1住宅(1戸のみ)の申込みとします。

- ① 入居申込書に必要事項を記入してください。
- ② 入居申込書に添付されているはがき2枚(抽選番号通知書及び抽選結果通知書)にそれぞれ62円分の切手を貼ってください。(ポストへの投かんは平成31年(2019年)5月7日以降でお願いします。受付期間外の送付は失格になります)
- ③ 専用封筒に入居申込書とはがき2枚を切りはなさず折りまげて封入し、82円分の切手を必ず貼り受付期間中に郵送してください。(切手の貼ってないものは受付できません)
- ④ 受付期間経過後の申込書は、受理せずお返しします。

### 申込みにあたって

- 申込みの無効・失格について

申込みされても無効・失格となる場合がありますので、16ページの「申込みにあたっての注意事項」、34ページの「資格喪失について」をお読みください。

## ■申込みまで

1	申込資格を確認してください。	3ページ ～8ページ
2	入居される親族全員の合計所得が入居収入基準内であるか確認してください。	9ページ ～14ページ
3	入居希望地区・入居希望住宅名・申込区分・抽選区分を確認してください。	別冊の 募集住宅一覧表
4	入居希望住宅の家賃を確認してください。	15ページ
5	申込みにあたっての注意事項を確認してください。	16ページ
6	入居申込書を作成してください。	17ページ ～25ページ
7	入居申込書に添付されているはがき2枚にそれぞれ62円分の切手を貼ってください。	
8	添付されている封筒に入居申込書とはがき2枚を切りはなさず折りまげて封入し、 <b>82円分の切手を貼って郵送</b> してください。	

## ■申込みから抽選まで..... 20ページ 26～29ページ

1	郵送申込受付	平成31年5月7日(火)～平成31年5月14日(火) (2019年) (2019年)	
2	入居申込書審査・返送・再受付手続き	平成31年5月24日(金)まで (2019年)	
3	抽選番号通知発送	平成31年5月30日(木)頃 (2019年)	
4	抽選会	平成31年(2019年)6月5日(水) 午前10時から <b>ただし、名古屋尾張住宅管理事務所の尾張地区は平成31年(2019年)6月4日(火)午前10時から</b>	30ページ
5	抽選結果通知発送	平成31年6月7日(金)頃 (2019年)	

## ■仮当選から入居まで

1	抽選結果通知発送	平成31年6月7日(金)頃 (2019年)	
2	入居資格本審査	平成31年(2019年)6月17日(月)～6月21日(金) <b>ただし、豊田加茂地区は6月18日(火)～6月21日(金)</b> ●提出された書類は返却しませんのでご了承ください。	31ページ ～33ページ
3	入居説明会通知発送	入居説明会開催日の10日前	34ページ
4	入居手続き・入居説明会開催		
5	入居に際して	<b>平成31年8月1日(木)以降順次入居予定</b> (2019年)	35ページ ～36ページ

## ■その他

1	様式集	37ページ ～40ページ
2	抽選会場・入居資格本審査受付場所等	41ページ ～42ページ

● Portuguese (Resumo) páginas 21・22・25・26	● 中国語 (概要) 23・24・25・28・36 頁
● Español (Resumen) páginas 21・22・25・27	● English (Outline) pages 23・24・25・29
◎外国語による相談について (Foreign language information)	page 36

## 申込資格(共通の資格)

### ■一般世帯向(普通県営住宅)

#### 1 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)があること。(単身者向、シルバーハウジング及び老人世帯向の一部を除く)

- ① 親族とは民法上の親族を意味します。  
(ただし、一般世帯向に申込み方で現在妊娠中の場合は、出産予定日が平成31年(2019年)7月31日までの胎児は同居しようとする親族とすることができます。)
- ② 単身者の方は申込みできません。(単身者向、シルバーハウジング及び老人世帯向の一部を除く。)
- ③ 内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。(続柄欄の記載が「同居人」の場合は申込みできません。)
- ④ 離婚調停中(家庭裁判所発行の事件係属証明書等が必要)や、高齢者施設への入所(入所証明等が必要)などの理由がない限り、夫婦を分割して申込みすることはできません。(正式離婚前の別居中の状態での申込み等は不可です。)詳しくは住宅管理事務所・支所等へ相談してください。
- ⑤ 配偶者から暴力をうけているDV被害者世帯(戸籍上、夫婦でも可。8ページ参照)
- ⑥ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹(両親死亡等の場合を除く。)での申込み

例：おじ、甥、いとこ等との申込み

例：友人・知人同士での申込み

- ⑦ 出生や死亡の場合を除き、申込後の同居親族の変更や婚約の解消や変更があった場合は申込みを無効とします。(死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。ただし、シルバーハウジングで単身者となった方が、シルバーハウジングの申込資格がある場合は除く。)
- ⑧ 県が定める入居指定日から1か月以内に、申込書記載の本人及び同居する家族全員が入居できる方でない申込みできません。  
なお、婚約により申込みされた方は、入居指定日から1か月以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、3か月以内には、申込家族全員が入居してください。(入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は婚姻届手続き終了後の住民票の写しを提出してください。)

#### 2 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者本人及び同居予定者の中に持ち家(自家所有者・共有名義含む)の方がいる場合は申込みできません。(売却や競売等により、持ち家(自家所有者)でなくなることが証明できる場合は除く。)

#### 3 愛知県県営住宅条例に定める収入基準に適合していること。 (被災者(被災市街地復興特別措置法21条に該当する方)を除く)

- ① 申込家族のうち、申込受付期間最終日現在で収入のある方全員の合計総所得が、収入基準の計算対象となります。
- ② 婚約者の方を除き、申込受付期間最終日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

#### 4 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。暴力団員と判明した場合、申込みをお断りします。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

#### 5 県営住宅に係る未納の家賃、損害賠償金その他県営住宅賃貸借契約から生ずる債務がないこと。

## 特定の資格

※ 下記の申込区分に申込みされる場合は、前ページの共通の資格の他に特定の資格が必要になります。資格がなく申込まれ仮当選しても、入居資格本審査の結果、失格となりますので注意してください。

申込区分	特定の資格	
<p><b>単身者向</b></p>	<p>① 下記のいずれかに該当すること。 (申込書裏面に該当項目記入欄がありますので、必ず記入してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込受付期間最終日現在で60歳以上の方</li> <li>● 身体障害者 (身体障害者手帳：1級から4級までの障害のある方)</li> <li>● 精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳：1級から3級までの障害のある方)</li> <li>● 知的障害者 (療育手帳：AからC、愛護手帳：1度から4度までの障害のある方)</li> <li>● 戦傷病者 (恩給法の特別項症から第6項症までの方と第一款症の障害のある方)</li> <li>● 原子爆弾被爆者 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方)</li> <li>● 生活保護を受けている方 (中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方を含む。)</li> <li>● 引揚者 (海外から引き揚げて5年を経過していない方)</li> <li>● ハンセン病療養所入所者等</li> <li>● DV被害者 (女性相談センター、婦人保護施設長の証明書〔保護修了後5年を経過していないもの〕又は裁判所の保護命令〔接近禁止、住宅からの退去〕無効通知〔決定日から5年を経過していないもの〕の入手が可能な方)</li> <li>● 離職退去者 (解雇又は期限の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅から退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年を経過していない方)</li> <li>● 被災者 (被災市街地復興特別措置法第21条に該当する方等)</li> </ul> <p>② 日常生活に支障のない程度に健常であること、 又は介護が必要であって常時介護を受けることができること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>日常生活において常時介護を必要とする方で、居宅においてこれを受けることができない方、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。</p> </div> <p>※ 入居の申込みをした方に、面接及び介護の内容について調査することがありますのでご承知ください。</p>	
	<p>上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の 一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方 <b>申込みできません</b></p>

## 特定の資格(つづき)

※ 下記の申込区分に申込みされる場合は、3ページの共通の資格の他に特定の資格が必要になります。  
資格がなく申込まれ仮当選しても、入居資格本審査の結果、失格となりますので注意してください。

申込区分	特定の資格		
<p>シルバーハウジング</p> <p>生活援助員(LSAライフサポートアドバイザー)による見守り等の福祉サービスが必要な方のための募集です。</p> <p>入居中は生活援助員の定期的な安否の確認を受ける義務があります。</p> <p>福祉見守りサービスが、必要ではない方は他の申込区分の住宅を選択してください。</p> <p>入居後、特定の資格に該当しなくなった場合は、速やかに住宅を明け渡していただきます。</p>	<p>① 申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住していること。</p> <p>② 以下の年齢及び世帯構成のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●申込受付期間最終日現在で申込者自身が65歳以上の夫婦世帯(配偶者は60歳以上であること。)</li> <li>●申込受付期間最終日現在で申込者自身が65歳以上の親族からなる二人世帯(同居者は60歳以上であること。)</li> <li>●申込受付期間最終日現在で65歳以上の単身者(不自然に家族を分割して申込みをすることはできません。)</li> </ul> <p>③ 日常生活上、下記のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●申込者及び同居者は日常生活(歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障のない程度に健常であること。</li> <li>●単身者で常時介護を必要とする方は、居宅において必要な介護を受けられること。</li> </ul> <p>④ <u>入居の際、生活援助員の派遣(有料)に関する契約を必ず結ぶこと。</u> (※生活援助員の派遣契約の解約は認められません。)</p> <p>⑤ <u>入居の際、緊急通報装置用のNTTアナログ電話回線契約及び電話機の設置が必要です。</u> (※入居契約中に緊急通報装置用電話回線の解約をすることは認められません。)</p>		
	<p style="text-align: center;"><b>シルバーハウジングとは</b></p> <p>シルバーハウジング住宅は、高齢者の生活特性に配慮した構造・設備を有し、かつ、生活援助員(LSAライフサポートアドバイザー)による福祉サービスの提供を受けながら自立した安全かつ快適な生活を目的にしています。</p> <p><b>【主な構造・設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉型エレベーターを設置</li> <li>●共用廊下及び階段に手すりを設置</li> <li>●共用廊下と玄関はスロープを設け段差を解消</li> <li>●玄関ドアにバーハンドルを採用</li> <li>●玄関、浴室及び便所内に手すりを設置</li> <li>●居室の敷居及び間仕切の高低差の解消</li> <li>●台所、浴室、洗面所に給湯する設備の設置及びレバー式の水栓を採用</li> <li>●緊急通報システム及びその補完装置の設置</li> </ul> <p>市区町村の委託を受けた生活援助員(LSAライフサポートアドバイザー)は、定期的な見守り活動による安否の確認、生活相談及び緊急時の対応などのサービスを提供し、高齢者の自立した生活に配慮しています。※<u>介護ヘルパーではありません。</u></p>		
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;"> <p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p> </td> <td style="text-align: center; width: 50%;"> <p>上記に該当しない方</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">申込みできません</p> </td> </tr> </table>	<p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">申込みできません</p>
<p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">申込みできません</p>		

※ 下記の申込区分に申込みされる場合は、3ページの共通の資格の他に特定の資格が必要になります。  
資格がなく申込まれ仮当選しても、入居資格本審査の結果、失格となりますので注意してください。

申込区分	特定の資格			
<p><b>老人世帯向</b> 〔特別設計〕</p>	<p>① 申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住していること。 ② 申込受付期間最終日現在で申込者自身が60歳以上の世帯 (家族は、その配偶者、18歳未満の児童、56歳以上の親族の方だけ)</p> <p>※単身者可と記載された住宅は、申込受付期間最終日現在で申込者自身が60歳以上の単身者の方も申込みできます。 (ただし、日常生活に支障のない程度に健常であること、又は介護が必要であって常時居宅に置いて介護を受けることができること。)</p> <p>〔老人世帯向特別設計〕 平成7年度以前建設の住宅で浴室、便所等に手すりが設置されています。</p> <table border="1" data-bbox="368 775 1484 943"> <tr> <td data-bbox="368 775 930 943"> <p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p> </td> <td data-bbox="933 775 1484 943"> <p>上記に該当しない方</p> <p>申込みできません</p> </td> </tr> </table> <p>※応募された方が募集戸数に満たない住宅については、一般世帯の方も申込みできます。単身者可と記載された住宅は、申込区分「単身者向」の資格に該当する方(4ページ参照)も申込みできます。</p>		<p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方</p> <p>申込みできません</p>
<p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方</p> <p>申込みできません</p>			
<p><b>身体障害者世帯向</b> 〔特別設計〕</p>  <p>車椅子使用の下肢障害者の方がいること</p> <p>入居後、特定の資格に該当しなくなった場合は、速やかに住宅を明け渡していただきます。</p>	<p>① 申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住していること。 ② 入居申込みの家族の中に、次に掲げる身体障害者で、車椅子使用の下肢障害者の方がいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持しており、恩給法(大正12年法律第48号)別紙第1号表の3第1款症以上の障害を有する方</li> <li>●身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持しており、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級以上の障害を有する方</li> </ul> <p>〔身体障害者世帯向特別設計〕 玄関戸・浴室・便所等に車椅子生活等に配慮した工夫がされている住宅です。</p> <table border="1" data-bbox="368 1659 1484 1877"> <tr> <td data-bbox="368 1659 930 1877"> <p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p> </td> <td data-bbox="933 1659 1484 1877"> <p>上記に該当しない方</p> <p>申込みできません</p> </td> </tr> </table>		<p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方</p> <p>申込みできません</p>
<p>上記に該当する方</p> <p>入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方</p> <p>申込みできません</p>			
<p><b>老人同居・多家族世帯向</b></p>	<p>下記のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●申込受付期間最終日現在の年齢が60歳以上の方を含む4人以上の構成であること。</li> <li>●その他の世帯は、5人以上の家族構成であること。</li> </ul> <p>※応募された方が募集戸数に満たない住宅については、一般世帯の方(単身者は除く。)も申込みできます。</p>			

## 特定の資格(つづき)

### 抽選区分の福祉枠該当世帯について

抽選区分の福祉枠に申込みされる場合は、3ページの共通の資格の他に、**申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住(ただし※印世帯は除く。)**しており、下記のいずれかの世帯に該当していることが必要となります。

福祉枠世帯に該当していないのに福祉枠で申込みされると、仮当選(一般区分での再抽選での当選の場合も含む。)しても入居資格本審査の結果、失格となりますので注意してください。

※ 福祉枠該当世帯では、胎児を母子世帯や多子世帯、子育て世帯の同居親族に含めることはできません。

- ・ 福祉枠に申込みされた方の選考方法については30ページをご覧ください。
- ・ **申込書裏面に該当世帯の記入欄がありますので必ず記入してください。**記入していない場合、返却することがあります。

福祉枠該当世帯	要 件	
母子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する「配偶者のない女子」または「配偶者のない男子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯です。 (同居家族のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除きます。)</li> </ul>	
父子世帯		
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60歳以上(申込者)の老人世帯(同居する親族は、その配偶者、18歳未満の児童、56歳以上の方だけ)です。</li> </ul>	
心身障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込者本人又は同居家族の中に中度(B・3度)以上の知的障害、中度(2級)以上の精神障害、4級以上の障害がある身体障害者、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯です。</li> </ul>	
新婚世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者との年齢の合計が70歳以下である者で、次のいずれかに該当する世帯です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婚姻の日後1年以内の世帯</li> <li>・ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と同居を開始した日後1年以内の世帯</li> <li>・ 婚姻の届出をしようとする日から4か月以内の者</li> </ul> </li> </ul>	
子育て世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯です。</li> </ul>	
多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3人以上の18歳未満の子と同居しようとする世帯です。</li> </ul>	
原子爆弾被爆者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族の中(同居家族)に被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生労働大臣の認定を受けた方か、被爆に対する援護に関する法律施行規則第51条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯です。</li> </ul>	
※ハンセン病療養所入所者等世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等のいる世帯です。(単身者の方でも申込みできる住宅があります。)</li> </ul>	
	<p>上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の福祉枠に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方 福祉枠での申込みはできませんので入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>

福祉枠該当世帯	要件	
DV被害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で、愛知県女性相談センター、愛知県内の婦人保護施設及び母子生活支援施設による保護等が終了した日から起算して5年を経過していない世帯(関係機関に相談のみを行っただけで実際に施設で保護を受けていない場合は該当しません。)、又は裁判所による保護命令の申立てを行った方を含む世帯で、裁判所の保護命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない世帯です。</li> </ul>	
犯罪被害者等世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等世帯(DV被害者世帯を除く。)で、犯罪等の影響により収入が著しく減少したことにより、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる世帯、又は現に居住している住宅若しくはその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる世帯で、被害発生日から起算して5年を経過していない世帯です。</li> </ul>	
※離職退去者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●解雇又は期限の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅から退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年を経過していない方の世帯です。</li> </ul>	
道路事業等の施行に伴う移転の対象者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般国道(高速自動車国道は除く。)並びに都道府県道又は河川法(2級河川以上)に定める河川に関する事業の用に供する土地に居住し立ち退きが必要な世帯です。</li> </ul>	
※独立行政法人都市再生機構又は、地方住宅供給公社の賃貸住宅の建替えに伴う移転対象者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建替事業に伴い移転を求められている入居者で、建替後賃貸住宅の最終月額家賃が当該世帯の総収入月額0.3を乗じた額を超え、かつ、現に居住する住宅の月額家賃に比して著しく高いため、家賃負担が困難となる世帯です。</li> </ul>	
炭鉱離職者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●炭鉱離職者の方で、現在雇用促進住宅に居住している方、又は公共職業安定所の紹介により就職してから2年を経過していない方の世帯です。</li> </ul>	
歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同左</li> </ul>	
※引揚者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯です。</li> </ul>	
	<p>上記に該当する方 入居申込書の抽選区分の福祉枠に○を付けてください。</p>	<p>上記に該当しない方 福祉枠での申込みはできませんので入居申込書の抽選区分の一般に○を付けてください。</p>

## 入居収入基準

### 収入の基準

申込資格の収入基準は「所得月額」(下記参照)によって判定します。

ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除(12ページ表3参照)に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、13・14ページの収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。



#### 普通県営

原則階層 所得月額 **158,000円以下**

裁量階層 所得月額 **214,000円以下**

### 裁量階層について

下記条件に該当する世帯の方は上記の裁量階層の所得月額でも申込みできます。

#### ① 高齢者世帯

申込受付期間最終日現在で申込者自身が60歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の親族の方である場合

#### ② 心身障害者世帯

申込者本人又は同居する家族に中度(B・3度)以上の知的障害、中度(2級)以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3第1款症の障害がある戦傷病者のいる世帯

#### ③ 子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯

#### ④ ハンセン病療養所入所者等世帯

申込者本人又は同居する家族に平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

#### ⑤ 原爆被爆者世帯

申込者本人又は同居する家族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

#### ⑥ 引揚者世帯

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯  
(引揚証明書の交付を受けている)

### 所得月額の算出のしかた

入居資格の有無、区分を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる“手取り”などとは異なります。

下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- ① 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。  
(前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年未満の方は、1年間に換算します。)
- ② 各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

## 算式

<p><b>年間総所得金額</b></p> <p>給与所得者の方は 表1により算出した金額</p>	-	<p><b>個別の特別控除</b></p> <p>寡婦・寡夫27万円</p>	-	<p><b>一般控除</b></p> <p>38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数</p>	+	<p><b>その他の特別控除</b></p> <p>障害者 27万円 特別障害者 40万円 16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族 25万円 老人扶養親族 10万円 各々×対象者数</p>	÷12
---	---	--	---	---	---	--	-----

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする。)出た金額を合算した金額

計算した所得月額による申込資格は次のとおりです。

普通県営	所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
	I	104,000円以下	IV	139,000円を超え、158,000円以下
II	104,000円を超え、123,000円以下	V※	158,000円を超え、186,000円以下	
III	123,000円を超え、139,000円以下	VI※	186,000円を超え、214,000円以下	

※VVIに該当する申込世帯には一定の条件が必要となります。(前ページ[裁量階層について]参照)

## 収入基準の計算例

### 例1 母子・父子世帯の場合(個別の特別控除該当者あり)

母(30歳): 給与年間収入金額 2,110,300円  
 長男(9歳): 学生  
 長女(7歳): 学生

●母の所得金額の算出 表1により 1,295,600円

所得金額 1,295,600円 - 270,000円 = 1,025,600円  
 寡婦(夫)控除 270,000円  
 親族控除 380,000円 × 2名 = 760,000円

$$\frac{1,025,600円 - 760,000円}{12か月} = 22,133円(所得月額)$$

普通県営住宅に  
申込みできます。  
(所得区分 I)

### 例2 心身障害者世帯の場合(その他の特別控除該当者あり)

夫(32歳): 給与年間収入金額 3,150,300円  
 妻(26歳): 給与年間収入金額 2,250,000円  
 長女(5歳): 障害3級(障害者控除対象)

●夫の所得金額の算出 表1により 2,023,600円

●妻の所得金額の算出 表1により 1,393,600円

所得の合計 2,023,600円 + 1,393,600円 = 3,417,200円  
 親族控除 380,000円 × 2名 = 760,000円  
 障害者控除 270,000円 × 1名 = 270,000円

$$\frac{3,417,200円 - 1,030,000円}{12か月} = 198,933円(所得月額)$$

裁量世帯により、  
普通県営住宅に  
申込みできます。  
(所得区分 VI)

### 例3 公的年金受給者がいる場合

長男(44歳): 給与年間収入金額 2,199,834円  
 父(71歳): 年金年間収入金額 2,000,000円  
 母(63歳): 年金年間収入金額 680,000円

●長男の所得金額の算出 表1により 1,357,200円

●父の所得金額の算出 表2により 800,000円

●母の所得金額の算出 表2により 0円

所得の合計 1,357,200円 + 800,000円 = 2,157,200円  
 親族控除 380,000円 × 2名 = 760,000円

$$\frac{2,157,200円 - 760,000円}{12か月} = 116,433円(所得月額)$$

普通県営住宅に  
申込みできます。  
(所得区分 II)

### 例4 前年1月2日以降に就職、転職又は事業を始められた場合

夫(36歳): 就職して10か月で、  
 この間の収入金額 2,830,000円  
 (給与2,530,000円、賞与300,000円)

妻(28歳): 無収入

●夫の年間総収入金額及び所得金額の算出

$$\frac{2,530,000円}{10か月} \times 12 + 300,000円 = 3,336,000円$$

表1により年間総所得金額は、2,155,200円

所得金額 2,155,200円  
 親族控除 380,000円 × 1名 = 380,000円

$$\frac{2,155,200円 - 380,000円}{12か月} = 147,933円(所得月額)$$

普通県営住宅に  
申込みできます。  
(所得区分 IV)

## ■年間総所得金額算出のしかた

表1：公的年金以外の場合

年間総収入金額	年間総所得金額
1円～ 650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	総収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,803,999円	(注)A×0.6
1,804,000円～3,603,999円	(注)A×0.7－180,000円
3,604,000円～6,599,999円	(注)A×0.8－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	総収入金額×0.9－1,200,000円※
10,000,000円～	総収入金額－2,200,000円

※小数点以下は切り捨て

(注)Aの計算は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \square$  (小数点以下を切り捨て) →  $\square \times 4,000 = A$   
 ((例)  $\frac{2,671,666\text{円(年間総収入金額)}}{4,000} = 667.9165 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000\text{(A)}$ )  
└─切り捨て

表2：公的年金の場合

65歳未満の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－700,000円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－375,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－785,000円
770万円以上	公的年金総収入×0.95－1,555,000円
65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
330万円未満	公的年金総収入－1,200,000円
330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－375,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－785,000円
770万円以上	公的年金総収入×0.95－1,555,000円

(注)遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

表3：収入計算で控除する金額

●年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者	控除額	
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円	
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方 (仕送りをしているだけでは扶養家族にならない場合があります。)		
個別の特別控除	寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で扶養親族のある方</li> <li>夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方</li> <li>婚姻によらないで母になった女子であって現に婚姻していない方で扶養親族のある方</li> </ul>	その人の所得から 27万円	
	寡夫控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>妻と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、妻の生死が不明の方で子供を扶養し合計所得金額が500万円以下の方</li> <li>婚姻によらないで父になった男子であって現に婚姻していない方で子供を扶養し合計所得金額が500万円以下の方</li> </ul>		
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳 3～6級	1人につき 27万円
		精神障害者保健福祉手帳 2・3級		
		愛護手帳 3・4度		
		療育手帳 B・C		
		戦傷病者手帳 第4項症～第4目症		
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳 1・2級	1人につき 40万円
			精神障害者保健福祉手帳 1級	
			愛護手帳 1・2度	
			療育手帳 A	
			戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者	
16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、扶養親族と認められている方 (配偶者は除く。)	1人につき 25万円		
老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、扶養親族と認められている方	1人につき 10万円		

※ 婚約者の方は同居親族に含みます。年齢は申込受付期間最終日現在での満年齢とします。

# 収入基準早見表

申込資格の収入基準は「所得月額」(9ページ参照)によって判定します。

ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除(12ページ表3参照)に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

## 普通県営住宅

表4：年間総収入金額でみる収入基準早見表(給与所得者の場合)

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

区分	同居・扶養親族 所得月額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
		(単身者)	(2人家族)	(3人家族)	(4人家族)	(5人家族)	(6人家族)	
年間総収入金額 (公的年金は除く)	原則階層	I 104,000円以下	2,043,999円 以下	2,583,999円 以下	3,127,999円 以下	3,663,999円 以下	4,135,999円 以下	4,611,999円 以下
		II 104,000円を超え 123,000円以下	2,044,000円 2,367,999円	2,584,000円 2,911,999円	3,128,000円 3,451,999円	3,664,000円 3,947,999円	4,136,000円 4,423,999円	4,612,000円 4,895,999円
		III 123,000円を超え 139,000円以下	2,368,000円 2,643,999円	2,912,000円 3,183,999円	3,452,000円 3,711,999円	3,948,000円 4,187,999円	4,424,000円 4,663,999円	4,896,000円 5,135,999円
		IV 139,000円を超え 158,000円以下	2,644,000円 2,967,999円	3,184,000円 3,511,999円	3,712,000円 3,995,999円	4,188,000円 4,471,999円	4,664,000円 4,947,999円	5,136,000円 5,423,999円
裁量階層	V 158,000円を超え 186,000円以下	2,968,000円 3,447,999円	3,512,000円 3,943,999円	3,996,000円 4,415,999円	4,472,000円 4,891,999円	4,948,000円 5,367,999円	5,424,000円 5,843,999円	
	VI 186,000円を超え 214,000円以下	3,448,000円 3,887,999円	3,944,000円 4,363,999円	4,416,000円 4,835,999円	4,892,000円 5,311,999円	5,368,000円 5,787,999円	5,844,000円 6,263,999円	

表5：年間総所得金額でみる収入基準早見表(自営業者等の場合)

事業所得等の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

区分	同居・扶養親族 所得月額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
		(単身者)	(2人家族)	(3人家族)	(4人家族)	(5人家族)	(6人家族)	
年間総所得金額	原則階層	I 104,000円以下	1,248,000円 以下	1,628,000円 以下	2,008,000円 以下	2,388,000円 以下	2,768,000円 以下	3,148,000円 以下
		II 104,000円を超え 123,000円以下	1,248,001円 1,476,000円	1,628,001円 1,856,000円	2,008,001円 2,236,000円	2,388,001円 2,616,000円	2,768,001円 2,996,000円	3,148,001円 3,376,000円
		III 123,000円を超え 139,000円以下	1,476,001円 1,668,000円	1,856,001円 2,048,000円	2,236,001円 2,428,000円	2,616,001円 2,808,000円	2,996,001円 3,188,000円	3,376,001円 3,568,000円
		IV 139,000円を超え 158,000円以下	1,668,001円 1,896,000円	2,048,001円 2,276,000円	2,428,001円 2,656,000円	2,808,001円 3,036,000円	3,188,001円 3,416,000円	3,568,001円 3,796,000円
裁量階層	V 158,000円を超え 186,000円以下	1,896,001円 2,232,000円	2,276,001円 2,612,000円	2,656,001円 2,992,000円	3,036,001円 3,372,000円	3,416,001円 3,752,000円	3,796,001円 4,132,000円	
	VI 186,000円を超え 214,000円以下	2,232,001円 2,568,000円	2,612,001円 2,948,000円	2,992,001円 3,328,000円	3,372,001円 3,708,000円	3,752,001円 4,088,000円	4,132,001円 4,468,000円	

注：ⅤⅥに該当する申込世帯には一定の条件が必要となります。(9ページ参照)

## ■収入基準早見表の見方

表4・5の「同居・扶養親族」欄の人数は申込者本人を含まない数です。

(例1)4人家族で、収入者が1人、同居・扶養親族が3人の場合は「3人」の欄を見てください。

(例2)3人家族で、収入者が1人、同居・扶養親族が2人及び別居扶養親族が2人いる場合は、「4人」の欄を見てください。

注：前年1月2日以降に就職、転職又は新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障害者の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上の収入のある方などは、この表とは異なりますので、9～12ページを参照してください。

## ■ことばの説明

### ●年間総収入金額

給与又は年金等による1年間の税込みの収入(源泉徴収票での「支払金額」)のことです。

### ●年間総所得金額

給与所得者の方は年間総収入金額から11ページ表1の方法より算出した1年間の所得金額(源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」)のことを、自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の所得額のことです。



## 住宅の家賃について

- ① 普通県営住宅に申込みされた方の家賃は、同じ住宅、同じ広さでも同居する世帯全員の合計所得又は扶養親族数等により世帯別に異なります。
- ② 毎年家族全員の収入を申告していただき、その収入により家賃を決定します。(毎年家賃が変わる場合があります。)
- ③ 家賃は「家賃算定基礎額」に「応益係数」を乗じた額です。

**表6-1 所得区分表** (原則階層：一般世帯の方が申込みできる所得月額)

所得区分	所得月額	家賃算定基礎額
I	104,000円以下	34,400円
II	104,000円を超え、123,000円以下	39,700円
III	123,000円を超え、139,000円以下	45,400円
IV	139,000円を超え、158,000円以下	51,200円

**表6-2 所得区分表** (裁量階層(9ページ参照)に該当する世帯の方は、下記所得月額まで申込みできます。)

所得区分	所得月額	家賃算定基礎額
V	158,000円を超え、186,000円以下	58,500円
VI	186,000円を超え、214,000円以下	67,500円

【所得月額の算出のしかた】(9ページ参照)により算出された、所得月額を上記所得区分と比較し所得区分を決定します。

そのため、毎年入居者の方に収入の申告をしていただくことになります。

**表6-3 家賃算出計算式**

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{応益係数}$$

応益係数とは、住宅の建設されている地域、部屋の専用床面積、建設されてからの経過年数などにより住宅別に決定された数値です。

## 申込みにあたっての注意事項

<p>申込みまで</p>	<p>① 重複申込み又は虚偽の申込みをしたときは無効とします。 (この場合、今後の受付は一切いたしません。) ※同じ募集に1世帯(婚約者との申込みの場合も1世帯とする。)で2通以上申込みをしたとき等</p> <p>② 申込みの際して、階数・間取り・部屋番号等の指定をすることはできません。(仮当選後も同様)</p> <p>③ 郵送申込みの際してのご了解事項(34ページ「資格喪失について」参照)をご確認ください。</p>
<p>申込みから抽選まで</p>	<p>① <b>入居申込書投かん後は、入居希望住宅、申込区分及び抽選区分等の記載内容の変更・訂正は一切できませんのでご注意ください。</b></p> <p>② 入居申込書に添付されているはがきの申込者あての住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。 宛先不明等で配達されなくとも、正式に郵送したものとさせていただきます。</p> <p>③ 申込み後に住所を変えた場合は、最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号通知書(はがき)等を受け取れるように住所変更手続きをしてください。</p> <p>④ 入居申込書に不備がなければ抽選はいたします。抽選会に欠席されても、結果に影響はありません。</p> <p>⑤ 抽選番号通知書(はがき)及び抽選結果通知書(はがき)に切手が貼られていない場合は抽選番号通知書及び抽選結果通知書を送付できませんので、必ず62円分の切手を貼ってください。</p>
<p>仮当選から入居まで</p>	<p>① 仮当選者の入居資格の有無等は、入居資格本審査の際にすべての書類を提出していただいてから最終的に判断します。 提出された書類につきましては原則としてお返ししませんので、ご了承ください。 ご相談の段階では、あいまいな記憶や書類なしでご質問いただく場合が多いため、確実なお答えができません。 後日、審査書類を提出された際に、相談時と判定が異なり失格となる場合もあります。</p> <p>② 入居資格本審査では、申込受付期間での入居資格の有無を審査しますので、収入・同居しようとする親族等入居資格について、申込み時点と入居資格本審査時点で事情や条件が変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので、ご注意ください。 年齢は一部資格を除き申込受付期間最終日現在(平成31年(2019年)5月14日(火)現在)の満年齢で計算します。</p> <p>③ 賃貸借契約締結の際には、連帯保証人1名(親族)が必要となります。 連帯保証人は、同居する家族以外の親族の方で、独立の生計を営んでおり確実な保証能力を有する方とします。(連帯保証人は印鑑登録証明書が必要です。)いわゆる保証人代行サービス等の業者や法人・団体等が連帯保証人となることは認めていません。</p> <p>④ 次の方は、仮当選後であっても、直ちに入居の資格を失います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所や連絡先等の変更をしたにもかかわらず連絡がなかったり、連絡のつかなかった方(送付した郵便物が宛先不明等で配達されず、当公社に返送された場合)</li> <li>・実際には申込資格がなかったことが判明した方</li> <li>・同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く。)や婚約の解消や変更があった方</li> <li>・同居家族の死亡等により単身者となった方</li> </ul> <p>ただし、シルバーハウジング及び老人世帯向(単身者可)で単身者となった方で各々の申込資格がある場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前連絡をせずに、入居資格本審査期間中に審査を受けなかった方、入居説明会当日に欠席された方</li> <li>・提出をお願いした書類(不備書類など)を提出期日までに提出されない方</li> <li>・指定した期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の書類作成をされない方</li> <li>・入居に際して申込区分により特定の条件があり、これを受諾されない方</li> </ul>

# 入居申込書記入例

《平成31年度 第1回定期募集》

※記入方法は案内書17～25ページをご覧ください。

様式第1 (第2条関係)

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

<b>県営住宅入居申込書</b>							抽選募集	
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様							2019年 5月 7日	
ふりがな <u>あいち たろう</u>								
(申込者本人) 氏名 <u>愛知 太郎</u> ①								
<p>県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する親族が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する親族が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。</p>								
入居の望	入居希望地区	入居希望住宅	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名	※住宅の番号	
	②名古屋	②織部KC						
	募集区分	申込区分		抽選区分 (申し込む区分に○印を付けてください)				
	普通県営住宅	一般世帯向		一般		福祉枠		
		単身者向		一般		一般		
		シルバーハウジング		一般		一般		
		老人世帯向[特別設計]		一般		一般		
身体障害者世帯向[特別設計]		一般		一般				
老人同居・大家族世帯向		一般		一般				
申込者の 現住所	住所				電話番号			
	郵便番号 〒 <u>460-0001</u> ④ <u>名古屋市中区三の丸3-1-2</u> <u>東栞 荘 101号 方</u>				( <u>052</u> ) ⑤ <u>961-2111</u>			
	名称				電話番号	所在市町村		
<u>愛住商事(株) 営業部 営業1課</u> ⑥				( <u>052</u> ) ⑥ <u>954-1362</u>	名古屋 市 ⑦ 町・村			
入居者の 親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去1年間の所得金額 円		
	本人 <u>愛知 太郎</u>		<u>S39・4・11</u>	<u>55</u> 歳	<u>会社員</u>			
	同居しようとする親族 ふりがな <u>あいち はなこ</u> <u>愛知 花子</u>	<u>妻</u>	<u>S41・5・2</u>	<u>53</u>	<u>主婦</u>			
	ふりがな <u>あいち ひさろう</u> <u>愛知 一郎</u>	<u>長男</u>	<u>H13・3・20</u>	<u>18</u>	<u>高校生</u>			
	ふりがな							
	ふりがな							
その他扶養親族	⑨							
※特別控除該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数) 人( )	老人扶養親族の数 人	寡婦(夫)の数 人	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数 人				
住宅の 状況	現在の住宅の種類				住宅に困っている理由			
	1. 持ち家 2. 民間借家 ③. 民間アパート 4. 社宅 5. 公営住宅	6. 公的住宅(公営住宅を除く) 7. 借間 ⑩. 寮 9. 親族等の持ち家 10. その他( )	①. 狭い(1人当たり <u>3</u> 畳) ②. 家賃が高い(月額 <u>50,000</u> 円) 3. 遠距離通勤(片道 <u>分</u> ) 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中(入籍予定年月日)		6. 居住環境不良 7. 他の世帯と同居 8. その他 ⑪			

※福祉枠・単身者向応募の方は裏面にも記入してください。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

- ① 入居希望地区の欄  
別冊の募集住宅一覧表から入居希望住宅の地区を記入してください。
- ② 入居希望住宅の欄  
別冊の募集住宅一覧表から入居希望住宅の住宅名を記入してください。  
住宅名は、間取りなどにより〇〇A、〇〇KCのようにアルファベットが付いているので正確に記入してください。  
住宅名が未記入や不正確の場合、受付できませんので注意してください。
- ③ 抽選区分の欄  
別冊の募集住宅一覧表から入居希望住宅の募集区分・申込区分・抽選区分と同じ区分のものを  に沿って○印を付けてください。  
抽選区分が2つある場合は、該当する方に○印を付けてください。



- ① 申込者の氏名とふりがなを記入してください。(住民票記載のもの)
- ② 別冊の募集住宅一覧表より希望する地区及び住宅名を1つのみ記入してください。
- ③ 抽選区分に○を付けてください。
  - ・ 資格要件に合わない世帯で申込まれますと、仮当選しても失格となりますので入居申込案内書の申込資格(3～8ページ)をよくお読みください。
  - ・ 抽選区分に○が付いていない場合は、入居希望住宅の一般で受付します。
  - ・ 入居希望住宅に該当しない抽選区分に○が付いている場合は、入居希望住宅の一般で受付します。
- ④ 現在お住まいの住所を記入してください。  
ここに記入された住所に通知等をしますので、正確に記入してください。
- ⑤ 電話番号は連絡する場合がありますので、必ず記入してください。(携帯電話のみの場合は携帯電話番号)
- ⑥ 勤務先の名称・電話番号を記入してください。
- ⑦ 勤務先の所在市町村名を記入してください。
- ⑧ 申込者及び同居しようとする親族全員の氏名・ふりがな・続柄・生年月日・年齢(平成31年(2019年)5月14日現在の年齢)・職業を記入してください。  
同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。
- ⑨ 同居はしないが税法上扶養している親族があれば記入してください。
- ⑩ 該当する項目の番号に○を付けてください。
- ⑪ 該当する項目の番号に○を付け(複数可)記入箇所がある場合は記入してください。

※申込みはこの案内書添付の入居申込書のみで受付します。(平成31年度第1回定期募集申込書以外は無効として受理せず返却しますので、ご了承ください。)

郵便はがき

⑫ 62円切手  
を必ずお貼り  
ください。  
COLARS / FALTA  
O SELO DE ¥62

⑬ 460-0001

名古屋市中区三の丸3-1-2

( 東桜荘 棟 101 号室 )

愛知 太郎 様

※郵便が届く住所で。  
切手が貼ってない場合、送付できません。  
※Para um local onde seja possível receber  
correspondências.  
O envio não será possível, se não colar o selo.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。  
(アパート名、棟、号室もご記入ください)

郵便はがき

⑫ 62円切手  
を必ずお貼り  
ください。  
COLARS / FALTA  
O SELO DE ¥62

⑬ 460-0001

名古屋市中区三の丸3-1-2

( 東桜荘 棟 101 号室 )

愛知 太郎 様

※郵便が届く住所で。  
切手が貼ってない場合、送付できません。  
※Para um local onde seja possível receber  
correspondências.  
O envio não será possível, se não colar o selo.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。  
(アパート名、棟、号室もご記入ください)

⑫ 必ず62円分の切手を貼ってください。  
切手が貼ってないと通知できません。

⑬ 申込者の郵便番号、住所、氏名を  
正確に記入してください。

- 申込書の送付は入居申込書に添付されている専用封筒を使用してください。
- 封筒を紛失された場合は、ご自身で封筒を用意していただき下記住所へ必ず切手(82円分)を貼って送付してください。
- ・ 申込書郵送先(郵送受付期間中のみの送付先です)  
〒460-8566  
名古屋市中区丸の内3-19-30  
愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課  
第1回 定期募集担当

# 申込みから入居まで

## 1 申込みから抽選まで

### 申込む方

- ① 申込資格を確認してください。
- ② 入居される親族全員の合計所得が入居収入基準内であるか確認してください。
- ③ 入居希望地区・入居希望住宅・申込区分・抽選区分を選んでください。
- ④ 入居申込書を作成してください。
- ⑤ 専用封筒に入居申込書とはがき2枚に62円分の切手を貼ったはがきを封入して郵送してください。(3~29ページ及び別冊の「募集住宅一覧表」参照)

郵送

### 申込受付

#### 受付期間

平成31年5月7日(火)  
(2019年)  
~平成31年5月14日(火)  
(2019年)  
5月14日(火)までの消印が  
あるものに限り受付します。

申込書不備等  
(受付せずに返送します)

### 抽選番号通知

平成31年5月30日頃発送予定  
(2019年)

△抽選番号通知書のはがきに  
必ず切手を貼ってください。

合格

### 抽選会

#### 日時

平成31年6月5日(水)  
(2019年)  
午前10時から

※注意 名古屋尾張住宅管理  
事務所の尾張地区については  
平成31年6月4日(火)  
(2019年)  
午前10時から

#### 会場

入居希望住宅を管轄する  
各住宅管理事務所等

(41・42ページ参照)  
公開による抽選は公正を期  
するため開催するものです。  
抽選会への出欠は当落に関  
係ありません。  
(30ページ参照)

### 失格

入居できません。

### 抽選結果通知

平成31年6月7日頃  
(2019年)  
発送予定

- ※ 仮当選・補欠・落  
選いずれの方にも通  
知します。
- ※ 仮当選された方  
には入居資格本審査が  
行われますが、その  
結果、収入基準を超  
過しているなど入居  
資格がない場合は失  
格となります。
- ※ 抽選結果通知書に  
必ず切手を貼って  
ください。

### 入居申込書審査・返送・再受付手続き

平成31年(2019年)5月24日(金)午後5時まで

- 重複申込み又は虚偽の申込みや入居申込書不備等の方は、申  
込書不備の理由を記したうえで申込書を返送します。
- 入居書類不備の場合は、平成31年(2019年)5月24日(金)ま  
でに指定の住宅管理事務所又は支所等へ持参するか、もしくは  
郵送の場合は、平成31年(2019年)5月24日(金)までに指定の  
住宅管理事務所又は支所等に届いたもの限り受付しますの  
で、投かん日に注意してください。
- 指定期間内に入居申込書を提出されなかった場合は失格とな  
ります。

## 2 仮当選から入居まで

### 仮当選通知発送

(抽選結果通知発送)

平成31年6月7日頃  
(2019年)

#### 仮当選者

- 抽選結果通知書に入居資格本  
審査の日時・場所在記入してあ  
ります。
- 入居資格本審査に必要な書類  
を準備してください。  
(31~33ページ参照)

#### 補欠者

有効期限 平成31年(2019年)  
9月30日(月)まで

仮当選者が辞退又は失格した場  
合のみ、補欠順位に従って繰上げ  
仮当選になります。

この場合は、改めて入居資格本  
審査の通知をいたします。

### 入居資格本審査

#### 受付場所

入居希望住宅を管轄する  
各住宅管理事務所・支所等  
(41・42ページ参照)

住民票・所得証明書等の  
必要書類の提出  
(31~33ページ参照)

(提出された書類は返却しませんのでご了承ください)

#### 審査期間

平成31年6月17日(月)~6月21日(金)  
(2019年)  
(午前10時~正午、午後1時~午後4時)

ただし、豊田加茂地区の  
詳細は42ページ参照

入居資格のない方や無断で欠席  
された方は失格となります。

### 失格

入居できません。

### 入居説明会通知

(入居決定者対象)

入居説明会開催の10日程前に通知します。  
(敷金納付書・契約書等が同封されています。)  
(34ページ参照)

### 入居手続・入居説明会

#### 会場

入居説明会通知に記載

入居に関しての注意事項などを説明いたします。  
(35ページ参照)

### 入居

平成31年8月1日(木)以降順次入居予定  
(2019年)

Faça uma inscrição por família.  
No caso de inscrição dupla, ambas serão  
canceladas.

Se puede presentar sólo una inscripción por familia.  
En caso de encontrarse más de 2 inscripciones,  
todas serán anuladas.

## Exemplo de preenchimento para a solicitação (Português) Ejemplo de anotación de la solicitud para la ocupación de una vivienda (Español)

《平成31年度 第1回定期募集》

※記入方法は案内書17～25ページをご覧ください。

様式第1 (第2条関係)

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

県営住宅入居申込書							抽選募集	
2019年 5月 7日								
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様				ふりがな アイチ タロウ				
				(申込者本人) 氏名	AICHI TAROU ①			
<p>県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する親族が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する親族が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。</p>								
入居の希望	入居希望地区	入居希望住宅	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名	※住宅の番号	
	② 名古屋 (NAGOYA)	② 織部KC (ORIBE KC)						
	募集区分	申込区分		抽選区分 (申し込む区分は○印を付けてください)				
	普通県営住宅	一般世帯向		一般	③	福祉枠		
		単身者向		一般				
		シルバーハウジング		一般				
		老人世帯向〔特別設計〕		一般				
身体障害者世帯向〔特別設計〕		一般						
老人同居・大家族世帯向		一般						
申込者の現住所	住所			電話番号				
	郵便番号 〒 460-0001 ④ 名古屋市中区三の丸3-1-2 (NAGOYA-SHI NAKA-KU SANMOMARU 3-1-2 HIGASHI SAKURASOU 101)			(052) ⑤				
申込者の勤務先	名称			電話番号		所在市町村		
	愛住商事 (株) (AIJUUSYOUJI) 営業部 営業1課 ⑥			(052) 954-1362 ⑥		名古屋 市 ⑦ (NAGOYA) 町・村		
入居者の親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去1年間の所得金額 円		
	本人 アイチ タロウ (AICHI TAROU)		1964. 4. 11	55歳	KAISYAIN			
	同居しようとする親族 ふりがな アイチ ハナコ AICHI HANAKO	妻 (TSUMA)	1966. 5. 2	53	NASHI			
	ふりがな アイチ イチロウ AICHI ICHIROU	子 (KO)	2001. 3. 20	18	NASHI			
	ふりがな							
その他扶養親族	⑨							
※特別控除該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数) 人( )	老人扶養親族の数 人	寡婦(夫)の数 人	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数 人				
住宅の状況	現在の住宅の種類			住宅に困っている理由				
	1. 持ち家 2. 民間借家 ③. 民間アパート 4. 社宅 5. 公営住宅	6. 公的住宅(公営住宅を除く) 7. 借間 ⑩. 寮 8. 寮 9. 親族等の持ち家 10. その他 ( )		①. 狭い(1人当たり 3畳) ②. 家賃が高い(月額 50,000円) 3. 遠距離通勤(片道 分) 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中(入籍予定 年 月 日)				6. 居住環境不良 7. 他の世帯と同居 8. その他 ⑪

※福祉枠・単身者向応募の方は裏面にも記入してください。

Nome do Solicitante  
Nombre del solicitante

Nome de todos os membros familiares que irão conviver com o solicitante  
Nombre de los familiares que vivirán juntos

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

Por favor, preencha corretamente em japonês ou em alfabeto romano.  
Por favor, escriba correctamente en japonés o en alfabeto.

- ① Coluna de região onde deseja morar  
Escreva a região que deseja morar consultando a lista de condomínios disponíveis na folha anexa.
  - ② Coluna de condomínio onde deseja morar  
Escreva o condomínio onde deseja morar consultando a lista de condomínios disponíveis na folha anexa. Dependendo da planta dos apartamentos, a nomenclatura dos condomínios pode variar e ter uma letra do alfabeto no final tal como ○○A, ○○KC, por esse motivo, preencha corretamente. Tome cuidado, pois não aceitaremos o documento no caso de falta de preenchimento do nome do condomínio ou caso não esteja preenchido corretamente.
  - ③ Coluna de classificação do sorteio  
Consultando a lista anexa de condomínios, escolha a classificação de inscrição, de aplicação e de sorteio e marque um círculo sobre o ○. No caso de duas classificações de sorteio, marque a que corresponda ao seu caso.
- 
- ① Columna del distrito deseada para residir  
Escriba el distrito deseado para residir consultando la lista de viviendas convocadas en el suplemento.
  - ② Columna de la vivienda deseada para residir  
Escriba el nombre de la vivienda que desea residir consultando la lista de viviendas convocadas en el suplemento. Debe escribirlo correctamente, porque el nombre de la vivienda está anotado tales como ○○A, ○○KC depende de la disposición. Tenga en cuenta que no aceptamos el documento en caso de que no esté escrito el nombre o no lo esté escrito correctamente,
  - ③ Columna de la calificación del sorteo  
Elija la clasificación convocada para la ocupación de la vivienda, la familiar y la del sorteo, consultando la lista de viviendas convocadas en el suplemento. y marque encima con un círculo a lo largo de ○. En caso de que haya 2 clasificaciones, marque con un círculo la que corresponda a su caso.

- ① Escreva o nome do solicitante e o furigana. (conforme registrado no atestado de residência · jumin-hyo)  
Escriba el nombre del solicitante y ponga su nombre en hiragana encima del nombre escrito. (según lo registrado en el certificado de residencia · jumin-hyo)
- ② Escreva corretamente na solicitação, a região e o nome do condomínio onde deseja residir, escolhendo através da lista de condomínios disponíveis. (somente um)  
Escriba correctamente el nombre del distrito y la vivienda donde desea residir, escogiendo de la lista de las vivienda disponibles. (sólo una)
- ③ Marque com um círculo a classificação do sorteio. Preste muita atenção nos requisitos especificados nas páginas 3 a 8. A pessoa que solicitar uma habitação familiar que não se enquadre nos requisitos, será desclassificada, mesmo que esteja na lista dos solicitantes classificados provisoriamente.  
·Se não for marcado um círculo na classificação do sorteio, daremos processo como classificação geral do condomínio.  
·Se o círculo for marcado no campo que não corresponda a classificação do sorteio, daremos processo como classificação geral do condomínio.  
Marque con círculo la clasificación de sorteo.  
·Se descalificará en caso de que haga su solicitud a la clasificación familiar no correspondiente de los requisitos aunque está en la lista de solicitantes seleccionados provisionalmente. Al respecto, léase con suma atención la guía de requisitos (pág. 3-8).  
·En caso de que no haya marcado con un círculo la clasificación del sorteo, recibiremos el documento en la clasificación "común de las viviendas."  
·En caso de que haya marcado con un círculo la clasificación del sorteo de las viviendas que no les corresponda recibiremos el documento en la clasificación "común de las viviendas."
- ④ Escreva o endereço da residência atual. A notificação será enviada ao endereço que foi escrito na solicitação, portanto, pedimos o favor de escrever corretamente.  
Escriba los datos de su domicilio actual. Anótelos correctamente, porque ésta será la dirección a la que le enviaremos el aviso.
- ⑤ Poderão ser feitas comunicações por telefone, portanto, não esqueça de escrever o número de telefone.  
No olvide anotar el número telefónico donde le podamos localizar, debido a que hay ocasiones en que es necesario contactar con usted.
- ⑥ Escreva o nome e o telefone da empresa onde trabalha.  
Anote el nombre y el número de teléfono de la compañía en que trabaja.
- ⑦ Escreva o nome do município da empresa onde trabalha.  
Anote la dirección completa de la compañía en que trabaja.
- ⑧ Escreva o nome, a relação familiar, data de nascimento, idade (idade atual na data do dia 14 de maio de 2019), e a profissão de todos os membros familiares que irão conviver com o solicitante. Caso alguém da família more com o(a) noivo(a) no mesmo apartamento, escreva "Konyakusha(noivo)ña parte da relação familiar.  
Anote el nombre del solicitante y de todos los miembros de la familia que residen juntos, así como el parentesco, fecha de nacimiento, edad (la edad que tenga hasta el 14 de mayo de 2019) y profesión. Anote en la columna del parentesco "Konyakusya" (prometido/a) si tiene un/a prometido/a que viva juntos.
- ⑨ Escreva o nome dos familiares que constam na lista de redução de impostos como dependentes, mesmo que não estejam convivendo com o solicitante.  
Si el solicitante es el sustento legal de algún familiar que no vive en el mismo lugar, anote los datos de ese familiar.
- ⑩ Favor marcar com um círculo os itens correspondentes.  
Marque con círculo el número que corresponda a su caso.
- ⑪ Pode-se marcar com círculos, vários itens correspondentes e nos espaços indicados escrever os assuntos requeridos.  
Marque con círculo cada número que corresponda a su caso y escriba en los lugares donde haya que hacerlo.

\* Só aceitaremos as inscrições feitas através do formulário anexo. (Pedimos a compreensão de todos, pois Não aceitaremos inscrições feitas em outros formulários, exceto o formulário anexo da primeira Solicitação do Ano 2019 no Recrutamento periódico para pessoas à espera de vaga).

\* Sólo se aceptará la solicitud con el formulario adjuntado en esta guía. (Tenga en cuenta que no se considerará válidos otros tipos de formularios excepto el formulario de la primero solicitud de 2019 reclutamiento regular para personas que esperan una casa inhabitada)

一户只可提交一份申请表。  
如提交两份以上申请表，则所有申请均无效。

Only one application per family.  
If you submit two or more applications,  
all your applications will be deemed invalid.

## 入居申请表填写例 (中国語) Example of how to fill out the application form (English)

《平成31年度 第1回定期募集》

※記入方法は案内書17～25ページをご覧ください。

様式第1 (第2条関係)

確認者印		受付者印	
------	--	------	--

県営住宅入居申込書							抽選募集	
愛知県知事殿 愛知県住宅供給公社理事長様							2019年 5月 7日	
ふりがな アイチ タロウ								
(申込者本人) 氏名 AICHI TAROU ①								
<p>県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する親族が暴力団員であるとき、その他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する親族が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。</p>								
入居の希望	入居希望地区	入居希望住宅	※区分	※抽選番号	※順位	※住宅名	※住宅の番号	
	② 名古屋 (NAGOYA)	② 織部KC (ORIBE KC)						
	募集区分	申込区分		抽選区分 (申し込む区分は○印を付けてください)				
	普通県営住宅	一般世帯向		一般 ③	福祉枠			
		単身者向		一般				
		シルバーハウジング		一般				
		老人世帯向〔特別設計〕		一般				
身体障害者世帯向〔特別設計〕		一般						
老人同居・大家族世帯向		一般						
申込者の現住所	住所				電話番号			
	郵便番号 〒 460-0001 ④ 名古屋市中区三の丸3-1-2 (NAGOYA-SHI NAKA-KU SANMOMARU 3-1-2 HIGASHI SAKURASOU 101)				(052) ⑤			
申込者の勤務先	名称				電話番号		所在市町村	
	愛住商事(株) (AIJUUSYOUJI) 営業部 営業1課 ⑥				(052) 954-1362 ⑥		名古屋市 ⑦ (NAGOYA) 町・村	
入居者の親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去1年間の所得金額		
	本人 アイチ タロウ (AICHI TAROU)		1964. 4. 11	55歳	KAISYAIN	円		
	同居しようとする親族 ふりがな アイチ ハナコ (AICHI HANAKO)	妻 (TSUMA)	1966. 5. 2	53	NASHI			
	ふりがな アイチ イチロウ (AICHI ICHIROU)	子 (KO)	2001. 3. 20	18	NASHI			
	ふりがな							
その他の扶養親族	⑨							
※特別控除該当者の数	障害者の数(うち特別障害者の数) 人( )	老人扶養親族の数 人	寡婦(夫)の数 人	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数 人				
住宅の状況	現在の住宅の種類			住宅に困っている理由				
	1. 持ち家 2. 民間借家 ③. 民間アパート 4. 社宅 5. 公営住宅	6. 公的住宅(公営住宅を除く) 7. 借間 ⑩ 8. 寮 9. 親族等の持ち家 10. その他 ( )			①. 狭い(1人当たり 3畳) ②. 家賃が高い(月額 50,000円) 3. 遠距離通勤(片道 分) 4. 立退き要求を受けている 5. 婚約中(入籍予定年月日)			

※福祉枠・単身者向応募の方は裏面にも記入してください。

本人  
Applicant

準備同居の家人  
Member(s) of  
your family  
who will be  
living in the  
house

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には記入しないこと。

3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない県営住宅に係る申込みにあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

请用日语或罗马拼音正确填写。  
Please write correctly in Japanese or Romanized Japanese.

- ① 入居希望地区栏  
请从另册的募集住宅一览表选择填写入居希望住宅地区。
  - ② 入居希望住宅栏  
请从另册的募集住宅一览表选择填写入居希望住宅的住宅名。  
住宅名根据房型等标有〇〇A、〇〇KC 英文字母，请正确填写。  
若不填写住宅名或有填写错误，将无法受理。请注意。
  - ③ 抽签区分栏  
请从另册的募集住宅一览表找出和入居希望住宅的募集区分・申请区分・抽签区分同样的区分按照  画圈。  
有两个抽签区分时，请在该当处画圈。
- 
- ① Section for desirable housing location  
Please fill in the desired location of housing from the available housing list of the separate booklet.
  - ② Section for desirable housing type  
Please fill in the name of the desired housing type from the available housing list of the separate booklet.  
Depends on floor plan, housing type is attached with alphabet letters like 〇〇A, 〇〇KC. Please fill out accurately.  
Please note that application will not be accepted if the name of the housing is blank or incorrect.
  - ③ Section for lottery category  
Please encircle along  that match with desired recruitment category, application category, and lottery category from the available housing list of the separate booklet.  
If there are two lottery categories, please encircle one that is appropriate.

- ① 请填写申请者的姓名与读音假名。(住民票记载的事项)  
Enter applicant's name. (as registered in the residence certificate · jumin-hyo)
- ② 请填写募集住宅一览表上所希望入住的地区及住宅名称。(仅限填写一处住宅名)  
Enter the area and the name of housing you selected from the list of available housings. (only one)
- ③ 请在抽签区分栏画○。  
· 不符合资格条件者即使中签也将最终丧失资格，因此请仔细阅读申请指南中有关资格的内容(3至8页)。  
· 若抽签区分没有画圈，将以入居希望住宅一般受理。  
· 若在与入居希望住宅不相应的抽签区分处画了圈，将以入居希望住宅一般受理。  
Encircle appropriate lottery category. Carefully read eligibility requirements (P3-P8) specified in the guidebook ; if you do not meet eligibility requirements for the household category for which you applied, you will be disqualified even if selected in the lottery.  
If you do not specify lottery category, it will be proceeded as general category of the housing you selected.  
If you circled for inapplicable lottery category, it will be proceeded as general category of the housing you selected.
- ④ 请填写现住址。通知将寄至这一地址，因此请务必正确填写。  
Fill out your present address correctly ; notifications will be sent to the address provided here.
- ⑤ 有时需要给您打电话联系，因此务必填写电话号码。  
Enter the telephone number without fail ; you may be contacted by telephone.
- ⑥ 请填写工作单位的名称、电话号码。  
Enter the name and telephone number of your work.
- ⑦ 请填写工作单位所在市、町、村名称。  
Enter the municipality of your work location.
- ⑧ 请填写准备同住的所有家人的姓名、亲属关系、出生年月日、年龄(截止到2019年5月14日的年龄)、职业。  
在同住的亲属中，如有已订婚者，请在亲属关系一栏中写明“婚约者”。  
Enter the name, relationship to the applicant, date of birth, age (as of May 14, 2019) and occupation of every family member who will be living in the same apartment. If any of your family member is engaged and will be living with you in the apartment, write “Konyakusha (betrothed)” in therelationship section
- ⑨ 如有虽然不同住但从税法来看处于抚养关系的亲属，也请填写。  
In case you have a dependent relative and even this person will not live with you, please write down.
- ⑩ 在相应的项目上画○。  
Circle all that apply.
- ⑪ 请在相应项目上画○(可画复数)，如有需填写处请填写。  
Circle all that apply (multiple answers allowed) and use the blank space if necessary.

※只受理申请通知书里附带的申请书。(平成31年度第1次定期募集申请书以外的申请书均不受理。请注意。)

\* Only the application with this application form will be accepted. Please note that any application except the application of “2019 1st Regular Recruitment for Vacant Prefectural Public Housing Tenants” will be deemed invalid.

郵便はがき

62円切手  
を必ずお貼り  
ください。  
COLARS / FALTA  
O SELO DE ¥62

⑫ 4 6 0 - 0 0 0 1 ⑬

名古屋市中区三の丸3-1-2  
(NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2)

東桜荘  
( (HIGASHISAKURASOU) 棟 101 号室)

愛知 太郎 様  
(AICHI TAROU)

※郵便が届く住所で。  
切手が貼ってない場合、送付できません。  
※Para um local onde seja possível receber  
correspondências.  
O envio não será possível, se não colar o selo.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。  
(アパート名、棟、号室もご記入ください)

郵便はがき

62円切手  
を必ずお貼り  
ください。  
COLARS / FALTA  
O SELO DE ¥62

⑫ 4 6 0 - 0 0 0 1 ⑬

名古屋市中区三の丸3-1-2  
(NAGOYA-SHI NAKA-KU SANNOMARU 3-1-2)

東桜荘  
( (HIGASHISAKURASOU) 棟 101 号室)

愛知 太郎 様  
(AICHI TAROU)

※郵便が届く住所で。  
切手が貼ってない場合、送付できません。  
※Para um local onde seja possível receber  
correspondências.  
O envio não será possível, se não colar o selo.

(注) 郵便番号、住所、氏名を記入してください。  
(アパート名、棟、号室もご記入ください)

Cole sem falta um selo de ¥62 no cartão-resposta. Se não colá-lo, não poderemos remeter a notificação.

Adhiera sin falta un estampilla de ¥62 a la tarjeta del aviso. De no hacerlo, no podremos avisarle.

请务必贴上62日元的邮票。  
如不贴邮票则不能通知。

Be sure to affix a 62-yen stamp. If the postcard is unstamped, we cannot provide notification.

Escreva corretamente o nome, endereço e o código postal do solicitante.

Anote correctamente el código postal, domicilio y nombre del solicitante.

请正确填写申请者的邮政编码、住址、姓名。

Please write postal code, address and name of applicant correctly.

● Para enviar a solicitação, favor utilizar o envelope anexo na guia de solicitação.  
• Local a ser enviado (Durante o período da solicitação).  
〒460-8566 Nagoya-shi Naka-ku Marunouchi 3-19-30  
Aichi-ken Jutakukyokuyukosha Chintaijutakuka

● Use el sobre adjunto a la guía cuando se envíe una solicitud por correo, por favor.  
• Dirección para la solicitud por correo (Durante el período de aceptación)  
〒460-8566 Nagoya-shi Naka-ku Marunouchi 3-19-30  
Aichi-ken Jutakukyokuyukosha Chintaijutakuka

● 请将申请书装入附带的专用信封里寄出。  
• 申请书邮寄处(受理期间内)  
〒460-8566 名古屋市中区丸の内3-19-30  
愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課

● Please use the envelope attached to the guidebook when you send an application by mail.  
• Address for application by mail (During the period of acceptance)  
〒460-8566 Aichi-ken Juutaku Kyoukyu Kousya Chintai juutaku-ka  
3-19-30 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-shi

# Da apresentação da solicitação até a instalação na habitação

**[Português]** Maiores informações no respectivo Escritório Administrativo Habitacional da Corporação Habitacional da Província de Aichi.  
(veja as páginas 41 e 42)

- ① Poderão ser feitas algumas perguntas por telefone sobre os itens escritos, portanto, não se esqueça de escrever o número de telefone e o lugar de contato.
- ② Atenção : Após o envio da solicitação, não serão aceitas, de forma nenhuma, a mudança e a correção da habitação solicitada, do sorteio e do conteúdo escrito na solicitação.
- ③ A atividade do Jichikai (associação de moradores) tem como fundo financeiro a contribuição mensal Jichikai-hi (Kyoeki-hi) recolhida entre os moradores. Vamos pagar o Jichikai-hi no prazo determinado, como é feito como o aluguel.

## 1 Da apresentação da solicitação até o sorteio

### Solicitante

- ① Verificar os requisitos para a solicitação.
- ② Certificar-se de que a renda total dos membros familiares que irão conviver juntos, está dentro do critério para a solicitação.
- ③ Selecionar a região, condomínio, classificação de inscrição e sorteio.
- ④ Preencher o formulário para a solicitação.
- ⑤ Enviar dentro do envelope anexo, o formulário para a solicitação e os 2 cartões-respostas (*hagaki*) colando em cada cartão, um selo de 62 ienes.  
(Veja as páginas 3~29 e a lista de habitações disponíveis".)

Envio por correio postal

### Recepção da solicitação

#### Período da recepção

Do dia 7. 5. (ter)  
até o dia 14. 5. (ter)  
de 2019

(Serão aceitas somente as solicitações cujo o selo esteja com o carimbo do correio datado até o dia 14 de Maio (ter).)

No caso do preenchimento imperfeito da solicitação, etc.  
(Não será aceita e será devolvida.)

### Notificação do número do sorteio

Enviado ao redor do  
dia 30. 5. 2019

\* Não se esqueça de enviar um selo junto com o cartão postal de resposta. Se não enviar o selo para o cartão-resposta, não poderá ser remetida a notificação do número.

Classificado

### Sorteio

#### Dia e horário

Dia 5. 6. 2019 (qua) ;  
a partir das 10 horas  
da manhã.

Para a província de Owari :  
dia 4. 6. 2019 (ter) ;  
a partir das 10 horas da manhã

#### Local

No respectivo Escritório  
Administrativo Habitacional  
da área onde deseja alugar.  
(Veja as páginas 41 e 42)

\* Como prova de idoneidade do sistema, o sorteio será realizado publicamente.  
A presença no sorteio não significa que será classificado.  
(Veja a página 30)

### Notificação do Resultado do Sorteio

Enviado ao redor do  
dia 7. 6. 2019

\* As notificações serão enviadas tanto às pessoas provisoriamente classificadas como às desclassificadas, indistintamente.  
\* Será realizada a entrevista dos classificados provisoriamente, e se o ingresso de renda da pessoa exceder o valor estipulado, será desclassificada e perderá o direito de alugar a habitação.  
\* Cole sem falta um selo no cartão-resposta.

### Devolução da solicitação imperfeita e trâmites para a nova solicitação

Até o dia 24. 5. 2019 (sex) às 17 horas

- \* A solicitação será devolvida ao solicitante, com a anotação do motivo da devolução, caso houver várias inscrições do mesmo, falsificação ou imperfeição na solicitação.
- \* Após a solicitação ser corrigida, mesmo que seja levada pessoalmente ou enviada por correio postal, esta deverá estar no Escritório Administrativo Habitacional indicado, até o dia 24. 5 de 2019. Tenha cuidado no caso de utilizar o correio. É necessário calcular bem o tempo de entrega postal, porque não serão aceitas as solicitações que chegarem após o dia 24. 5 de 2019.
- \* A pessoa que não apresentar a nova solicitação dentro do prazo determinado, será desclassificada.

### Desclassificação

Não poderá alugar

## 2 Da classificação provisória até instalação na habitação

### Envio da notificação da classificação provisória (Notificação do resultado do sorteio)

Ao redor do dia  
7. 6. 2019

#### Classificados provisórios

- \* Na notificação do resultado do sorteio, estão especificados a data, o horário e o lugar da entrevista para a qualificação de residente.
- \* Consulte as páginas 31 a 33 a fim de preparar os documentos necessários para a entrevista.

#### Solicitante suplente

Data de vencimento :  
30. 9. 2019

- \* Os solicitantes suplentes serão incluídos na lista dos classificados provisórios por ordem de inscrição de suplentes, somente quando houver rescisão ou desclassificação dos solicitantes que foram classificados provisoriamente. Neste caso, será enviada novamente a notificação da entrevista para a qualificação de residente.

### Entrevista para a qualificação de residente

#### Local

No respectivo Escritório Administrativo Habitacional que faz a administração da residência que deseja alugar (veja as páginas 41 e 42)  
Apresentação dos documentos requeridos como o certificado de residência e comprovante de renda (veja as páginas 31 a 33).  
(\* Pedimos a compreensão de todos, pois não será devolvido os documentos que foram apresentados.)

#### Período de entrevistas

Do dia 17. 6 (seg) ao dia 21. 6 (sex) de 2019,  
( 10 h ~ 12 h , 13 h ~ 16 h )

Porém, para mais detalhes sobre a região de Toyota Kamo, veja a página 42.

- \* As pessoas que não preencherem os requisitos ou não comparecerem no dia da entrevista, sem prévia notificação, perderão o direito de alugar.

### Notificação da reunião explicativa sobre a instalação na habitação

Destinada às pessoas cuja instalação estiver definida

10 dias antes, avisaremos a realização da reunião explicativa sobre a instalação na habitação.  
(Nesta ocasião serão anexados o contrato, o documento para fazer o pagamento do depósito "shiki-kin" etc.)  
(Veja a página 34)

### Procedimento para a instalação na habitação e explicação

#### Local

Anotado na notificação da reunião explicativa sobre a instalação na habitação.  
Mencionado no comunicado de realização da reunião explicativa aos novos moradores. Serão feitas explicações e observações relacionadas à instalação habitacional.  
(Veja a página 35)

### Desclassificação

Não poderá alugar

### Instalação na habitação

A partir de 1. 8. 2019

# Desde la solicitud de una vivienda hasta la instalación

**[Español]** Para mayor información, por favor comuníquese con la correspondiente oficina de administración de vivienda de la Oficina de Viviendas Públicas de la Prefectura de Aichi (consultar páginas 41 y 42)

- ① Escriba sin falta su número telefónico (del lugar donde pueda ser localizado con facilidad) , debido a que hay casos en los que surgen preguntas con respecto a los datos anotados en la solicitud.
- ② Tenga en cuenta que una vez depositada la solicitud en el buzón de correos, será imposible modificar o corregir anotaciones tales como vivienda deseada, sorteo deseado u otros datos anotados en la solicitud.
- ③ Las activades de "Jichikaiše financian con la cuota "Jichikaihi (Kyoekihi)" que tiene que pagar cada inquilino. No deje de pagar "Jichikaihi" por supuesto el alquiler mensual "Yachin"á ,mástar, un día antes del día determinado.

## 1 Desde la solicitud hasta el sorteo

### Solicitante

- ① Confirme la clasificación de la solicitud.
- ② Confirme si el total del ingreso de toda la familia que va a residir está dentro de los criterios del ingreso para la ocupación de una vivienda.
- ③ Elija el distrito deseado para residir, la vivienda deseada para residir y la calificación del sorteo.
- ④ Rellene la solicitud para la ocupación de una vivienda.
- ⑤ Mande la solicitud y 2 tarjetas colocadas una estampilla de ¥62 en el sobre señalado por correo.  
(Consulte las pág. 3~29 y la lista de viviendas disponibles)

Envío por correo



## 2 Desde la selección provisional hasta la instalación



# 从申请到入住

【中国语】详细内容请向爱知县住宅供给公社赁贷住宅课咨询。(参照 41-42 页)

- ① 有时会打电话向您咨询有关申请书上记载的内容，因此请务必填写电话号码 (或能联系到的地址)。
- ② 已提交的申请书，不可以修改希望住宅、抽选区分或其他记载内容。
- ③ 自治会是靠各居民缴纳的自治会费 (共益费) 来运营。自治会费与房租一样，请务必在交纳期限内交纳。

## 1 从申请到抽签

### 申请方法

- ① 请确认申请资格。
- ② 请确认将入住的全体家属的合计所得是否在入居收入基准范围内。
- ③ 请选择入居希望地区・入居希望住宅・申请区分・抽签区分。
- ④ 请填写入居申请书。
- ⑤ 请将入居申请书和2张明信片装入指定信封内贴好62日元邮票后寄出。  
(参照第3~29页以及另册的「募集住宅一览表」)

邮寄

### 申请受理

受理时期

2019年  
5月7日(星期二)~  
5月14日(星期二)~  
(只受理5月14日(星期二)  
以前邮戳的申请书。)

申请文件不齐  
(不予受理退回)

### 抽签号通知

预定2019年5月30日  
左右寄出

※通知书明信片不贴邮票  
则不能发出通知。  
因此请务必在明信片  
上贴好邮票。

合格

### 抽签会

日期

2019年  
6月5日(星期三)  
上午10点开始  
尾张地区于  
2019年6月4日(星期二)  
上午10点开始

会场

希望申请地区的  
各住宅管理事务所等  
(请参照第41,42页)

※为了保证抽签的公正性，采取  
公开抽签。是否出席抽签会与  
是否中签无关。(参照第30页)

不合格

不能入住

### 通知抽签结果

预定2019年6月7日  
左右寄出

※暂时中签或落选均会通知。  
※对暂时中签者将进行入住  
资格正式审查。审查结果如超  
过收入标准不具备入住资格  
则中签失效。  
※如果通知书未贴邮票则不能  
发出通知。因此请务必贴好  
邮票。

### 入居申请书的审查・退回・ 再次受理的手续

2019年5月24日(星期五) 下午5点截止

※对于申请重复或伪造申请和不具备申请资料的人，将写明理由由退还申请书。  
※请于2019年5月24日之前提交给或直接拿到指定的住宅管理事务所。  
如果邮寄，只受理2019年5月24日之前寄至指定住宅管理事务所的申请书。  
因此请注意投递日期。  
※如未在指定日期内提交申请表则丧失资格。

## 2 从暂时中签到入住

### 寄送暂时中签通知书

(通知抽签结果)

2019年6月7日左右

暂时中签者

※抽签结果通知书上会写明入住  
资格正式审查日期，地点。  
※请准备好正式审查所需的文件。  
(参照第31~33页)

补缺者

有效期限 2019年9月30日

※只限于暂时中签者推辞或丧失资格时，  
补缺者按照补缺顺序依次成为暂时中  
签者。此时会发出入住资格正式审查  
通知。

### 入住资格正式审查

受理场所

管辖入居希望住宅的  
各住宅管理事务所・支所等  
(参照第41, 42页)

提交居民票，所得证明等文件  
(参照第31~33页)

(※已提交的申请书将不退还，望理解。)

审查期间

2019年6月17日(星期一)~6月21日(星期五)  
(10h~12h, 13h~16h)

美于丰田加茂地区详参照第42页

无入住资格者以及擅自缺席者将丧失资格。

丧失资格

不能入住

### 入住说明会通知

以决定入住者为对象

于举办入住说明会的10日前通知。  
(同时寄去合同书，保证金付款单等)  
(参照第34页)

### 入住手续・入住说明会

会场

入居说明会通知书上记载  
说明有关入住的注意事项等  
(参照第35页)

入住

预定2019年8月1日后依次入住

# From Application to Move-in

**[English]** For more information, please contact the Aichi Prefectural Housing Corporation or the respective housing management office.  
(See pages 41 and 42.)

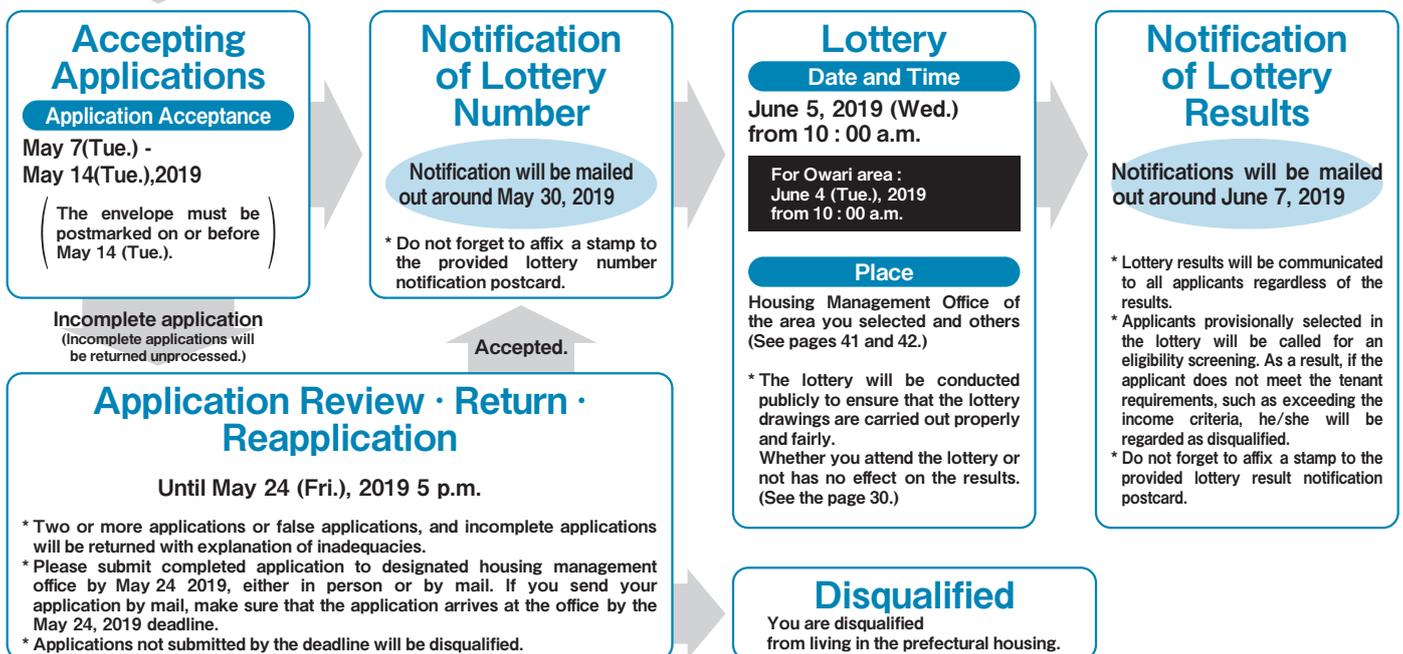
- ① Do not forget to write the telephone number (contact information). We may call you to ask about information provided on the application form.
- ② After posting the application, no changes nor corrections will be allowed, including the choice of housing and lottery category.
- ③ A jichi-kai (Residents' Association) is financed by jichi-kai-hi (kyoeki-hi), which shall be used for jichi-kai operations. Please pay the association fee by the due date as well as the rent.

## 1 From Application to Lottery

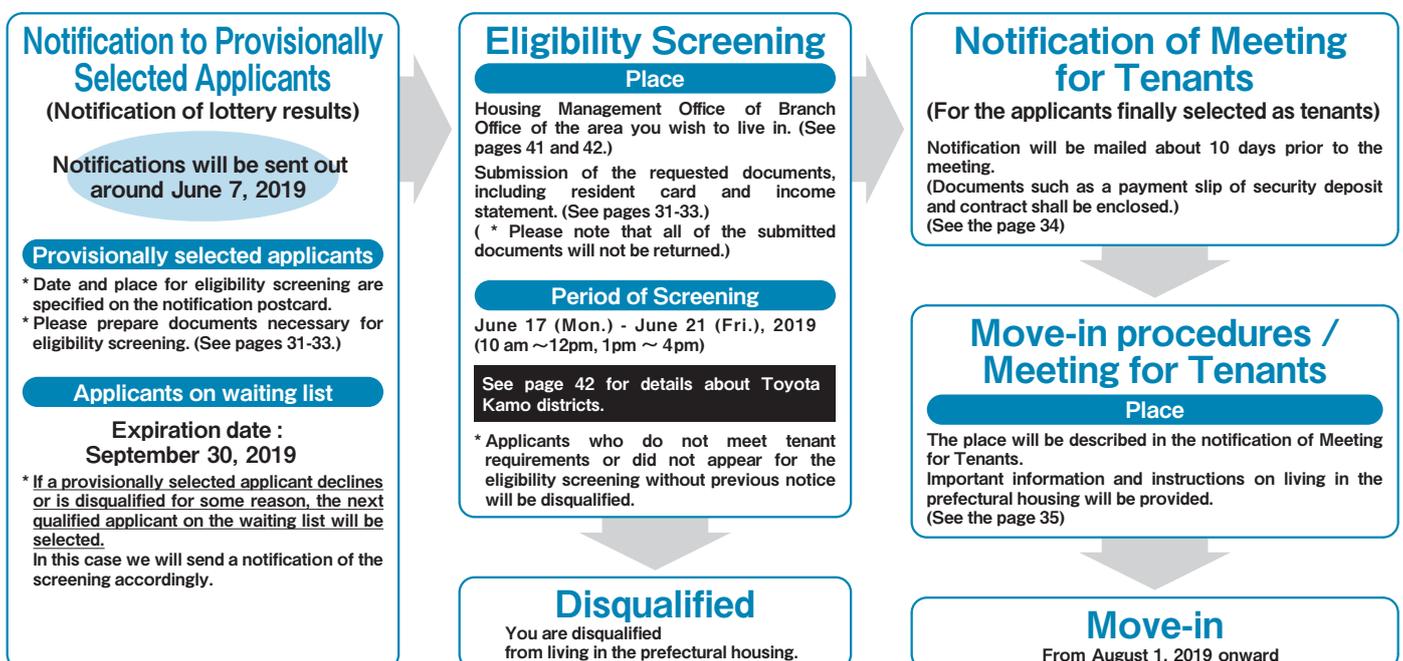
### Applicant

- ① Please confirm the eligibility requirements for the application.
- ② Please confirm that the total income of all of the family members who will be living in the same apartment meets the income criteria for residents.
- ③ Please choose desirable housing location, desirable housing type, application category and lottery category.
- ④ Please fill out the application form.
- ⑤ Please affix a 62-yen stamp to each of two postcards. Please put the application form and two postcards in the prescribed envelope and send it by mail.  
(See the pages 3 to 29 and the "available housing list" of the separate booklet.)

By mail



## 2 From Provisionally Selected to Move-in



## 選考方法について

【入居希望地区の各住宅管理事務所又は支所等(41・42ページ参照)で公開抽選により仮当選順位を決定します。

●公開による抽選は公正を期すために開催するものです。抽選会への出欠は当落に関係ありません。

### 抽 選 日

**平成31年6月5日(水) 午前10時から**  
(2019年)

**▲名古屋尾張住宅管理事務所の尾張地区については平成31年(2019年)6月4日(火)午前10時から**

① 抽選結果通知書(はがき)にて結果を通知します。(切手が貼ってある場合のみ)

抽選日に結果を知りたい方は抽選会に参加してください。

なお、抽選会終了後は名古屋・尾張地区以外の抽選会場は閉鎖しますので、抽選日当日に抽選結果を知りたい方は、管轄の住宅管理事務所又は支所等まで営業時間中に直接おこしください。

抽選日当日における抽選結果の電話による問合せは、抽選が別会場で行われているため間違いを生じやすいことからお答えできませんのでご承知ください。



② 募集戸数に満たず空室が出た住宅につきましては抽選日以降、管轄の住宅管理事務所又は支所等にて発表した後、募集戸数に達するまで追加受付します。

追加受付場所及び時間は、下記のとおりです。追加受付初日は混雑する場合がありますので、追加受付場所に午前10時までに来られた方々で申込順位を決める抽選を行います。その抽選順番により申込みを受付します。

●追加受付期間

**平成31年6月14日(金) 午前10時～平成31年7月31日(水)**  
(2019年) (2019年)

●抽選会場・追加受付場所(案内図は41・42ページ参照)

名古屋・尾張地区	名古屋尾張住宅管理事務所
一宮地区	抽選会場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 追加受付場所 名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所
海部地区	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在
知多地区	抽選会場 半田市市民交流センター 追加受付場所 名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所
西三河地区	三河住宅管理事務所
知立地区	抽選会場 パティオ池鯉鮒 追加受付場所 三河住宅管理事務所 知立支所
豊田加茂地区	抽選会場 豊田市福祉センター 追加受付場所 豊田市福祉センター(6月14日のみ:午前10時～12時まで) 三河住宅管理事務所 豊田加茂支所(6月14日:午後1時～受付期間終了まで)
東三河地区	三河住宅管理事務所 東三河支所

## 特別な選考方法等について

### 福祉枠

① 福祉枠区分に申込みされた方は、一般区分にも申込みされたものとし、福祉枠区分と一般区分でそれぞれの抽選番号を通知いたします。

福祉枠区分の抽選で落選された方は、一般区分の申込者として再度抽選を行います。

② 福祉枠で募集戸数に満たない戸数分については、一部を除き一般区分の募集戸数に繰り入れて抽選します。

## 入居資格本審査

- 入居希望住宅を管轄する各住宅管理事務所又は支所等で、必要な書類(住民票・所得証明書等)により入居資格を本審査します。
- 入居資格本審査には、間違いを生じないためにも、申込者本人かご家族の方が受付場所におこしください。やむを得ない場合は親族などの代理人の方でも構いません。(入居資格審査は日本語で行います。日本語のわかる方とおこしください。)
- 単身者向・シルバーハウジング・老人世帯向住宅等に単身で仮当選された方は、必ず入居申込者本人(常時介護を必要とする方は代理人可)が受付場所に直接おこしください。

入居資格本審査は申込受付期間最終日現在での収入等の入居資格の有無を審査しますので、申込時と本審査時点で状況等が変わっている方は入居資格を失う場合があります。31～33ページに記載してある書類以外に住宅管理事務所・支所等が必要と判断した書類を提出していただくことがありますのでご承知ください。



### 収入を証明する書類(33ページの区分表をご覧ください。)

33ページの区分表により該当する書類をすべて各1部提出してください。

- 婚約中の方で現在収入のある方でも、入居指定日までに退職することを条件に申込みをされた方は、退職予定証明書(38ページ様式5)を提出してください。退職予定証明書があれば、所得証明書は不要です。なお、この場合、入居指定日までに正式な退職証明書を提出していただくことが条件です。
- 婚約中の方を除き、申込受付期間最終日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とすることはできません。

### 扶養又は無職を証明する書類

申込家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。

- 最近退職された方は、離職票のコピー又は、退職証明書を提出してください。
- 収入のある方の扶養になっている方は、健康保険証(国民健康保険証を除く。)のコピー又は市区町村の税務担当課で発行される扶養証明書又は非課税証明書等を提出してください。

### 世帯全員の住民票の写し

(写しとはコピーのことではありません。市区町村役場の窓口で交付されたものをお持ちください。)  
世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。

- 住民票の写しを申請する際には、必ず「世帯主・続柄・筆頭者氏名の省略されていないもの」と申請してください。
- 婚約中の方はそれぞれの世帯全員のもの、内縁関係の方は続柄の欄に関係が記載されたものを提出してください。
- 外国人の方も法改正により住民票を発行できますので「世帯全員の住民票の写し」を書類審査の際に提出してください。詳しいことは、事前に各市区町村役場の窓口で相談してください。

### 婚約中の方は下記の書類

- 婚約証明書(38ページ様式3)
- 婚約入居の誓約書(38ページ様式4)

### 胎児を同居しようとする親族とされる方は下記の書類

- 出産予定日が確認できる母子手帳のコピー又は医療機関の証明書  
※ ただし、出産後、出生した方が記載された同居家族全員の住民票の写しを提出していただき、再度、入居資格本審査を行います。入居指定日を過ぎても出産していない場合は申込資格を失うことがあります。

## ■次に該当する方は戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

- 単身者向・シルバーハウジング・老人世帯向住宅等に単身で申込みする方
- 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方
- 父子世帯・母子世帯等で申込みする方
- 内縁関係等で申込みする方
- 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みの方
- 福祉枠に新婚世帯で申込みする方
- 非婚の母(父)関係で申込みする方

## ■単身者向・シルバーハウジング・老人世帯向(単身入居の方)住宅に仮当選された方は下記の書類

- 健常者の方は申立書(39ページ様式7)
- 常時介護を受ける方は、申立書(別途住宅管理事務所配布)又は介護保険の被保険者証のコピー

## ■賃貸アパートや借家等に居住されている方は下記の書類

- 賃貸借契約書のコピー又は家賃の支払済証明書、家主の証明等
- 親族等の持家に居住されている方は、固定資産税の納税通知書のコピー又は固定資産評価証明書等
- 持家売却や競売等により申込みされる方は、不動産の媒介契約書又は競売開始の証明書等

## ■外国籍の方について(日本語への翻訳文を添付してください)

- 未婚の方は独身証明書・未婚または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明書のいずれかを提出
- 離婚の場合、離婚の注釈が記載されている証明書または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明書のいずれかを提出  
(いずれの証明書も発行が困難な場合は住宅管理事務所又は支所等へご相談ください。)

## ■その他

- 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書(39ページ様式6)
- 離婚調停中の方は、家庭裁判所発行の事件係属証明書等
- 配偶者が高齢者施設(特別養護老人ホーム等)に入所の方は、入所証明等
- 心身障害者の方は、障害を証明する手帳(身体、精神又は知的)のコピー等
- 配偶者から暴力を受けている母子世帯の方は愛知県女性相談センター長か愛知県内の母子生活支援施設長の証明。または地方裁判所の保護命令(接近禁止、住居からの退去)発効通知
- 犯罪被害者等世帯の方は、犯罪被害に係る申告書。その他必要と認められる書類。犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することが出来なくなった方は、医師の診断書
- 生活保護を受けている方は、生活保護扶助料の受給証明書
- 独立行政法人都市再生機構・公社の賃貸住宅の建替えに伴う移転対象者世帯の方は、事業者の対象者であることが認められた証明書
- 道路事業等の施行に伴う移転対象者世帯の方は愛知県建設事務所等の証明書
- 離職退去者世帯の方は、解雇通知、寮・社宅からの退去通知等又は賃貸住宅の契約書と給与明細等
- 炭鉱離職者世帯の方は、雇用促進住宅の管理人又は居住地を管轄する公共職業安定所の証明
- 原子爆弾被爆者の方は、県保健所長等の証明書等
- 戦傷病者の方は、戦傷病者手帳のコピー
- 国立ハンセン病療養所等の長(廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方にあつては厚生労働省健康局疾病対策課長)の証明書
- 引揚者の方は、海外から引揚げ後5年を経過していない旨の都道府県援護事務主管(部)課長の依頼書
- 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する世帯の方は、居住地を所管する市町村長の知事あての副申書

▲提出いただいた書類については、返却しませんのでご了承ください。

## 収入を証明する書類区分表

31ページの収入を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類を全て提出してください。

なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況 (就職時期等により提出して いただく書類が違いますの で注意してください。)	注1	注2	注3	開業届の控	転職を証明する書類 (卒業証書のコピー等 退職証明書・廃業届)	扶養を証明する書類
		市区町村証明書の書	給与支給証明書 (37ページ様式1)	月別明細書 (37ページ様式2)			
給与所得者	㍑ 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	●					
	㍑ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方	○	●				
	㍑ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方	○	●			○	
	㍑ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方		●				○
自営業者等	㍑ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	●					
	㍑ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	○		●		○	
	㍑ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	○		●		○	
	㍑ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方			●		○	○
その他	㍑ 年金受給者	○			●		
	㍑ 失業中の方	●雇用保険受給資格者証のコピー					
	㍑ 生活保護受給者の方	●生活扶助料の受給証明書					

### ●備考

(注1) 所得証明書……………市区町村の税務担当課において、総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明を受けてください。

(注2) 給与支給証明書 ㍑の場合……現在の勤務先で、入居資格本審査の前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。(残業手当・賞与等を含む。)

㍑㍑の場合…現在の勤務先で、就職した月から入居資格本審査の前月までの支給証明を受けてください。(賞与の予定分は含みません。)

(注3) 月別明細書 ㍑の場合……入居資格本審査の前月から過去1年間分の所得を記入してください。

㍑㍑の場合…営業開始をした月から入居資格本審査の前月までの所得を記入してください。

### ●収入基準の計算対象とならないもの

課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

(例・生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金など)

## 入居決定について

- 今回の募集で仮当選され、入居資格本審査に合格された方は、当選順位の上位の方から入居決定していきますが、災害等による緊急入居や不測の事態が生じた場合などには、空家が発生するまでお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

入居される住宅が決定したときは、入居指定日の10日程前に文書により『入居説明会』の開催日時を連絡いたしますので、必ず申込者本人又は同居するご家族の方がご出席ください。(代理出席不可。ただし、単身向・シルバーハウジング住宅等に入居される方で、常時介護を必要とする場合は除く。)

なお、補欠者は仮当選者が辞退又は失格した場合のみ、補欠順位に従って繰り上げ仮当選になりますが、補欠者としての有効期限は平成31年(2019年)9月30日(月)までです。

- ・ 入居説明会通知には、敷金(家賃額の3か月分)の納付書及び賃貸借契約書等の書類が同封されておりますので、指定された期日までに敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をしてください。  
納付された敷金については無利子とし、退去後に退去月の日割家賃等を差引いた残額を還付いたします。なお敷金は退去修繕費に充当できません。別途退去修繕費が必要となります。
- ・ 賃貸借契約締結の際には、連帯保証人1名(親族)が必要となります。  
連帯保証人は、未納の家賃・損害賠償金その他県営住宅賃貸借契約から生ずる契約者の債務について契約者と連帯して履行する責任を負います。  
連帯保証人は、同居する家族以外の親族の方で、独立の生計を営んでおり確実な保証能力を有する方とします。(連帯保証人は、印鑑登録証明書が必要です。)  
県営住宅では、保証人代行サービス等の業者や法人・団体等が連帯保証人になることは認めていません。  
連帯保証人とは別に、緊急連絡先となる方が1名必要です。
- ・ 賃貸借契約締結(入居説明会)前に、決定された住宅の室内を見学することはできません。
- ・ 入居を決定された部屋番号等は例外なく変更できません。入居指定日(契約日)以前の引越しもできませんのでご承知ください。

申込後に住所や連絡場所を変更された方又は辞退される方は、直ちに申込住宅を管轄する住宅管理事務所又は支所等へご連絡ください。(辞退届39ページ様式8)

## 資格喪失について

- 郵送申込みに際してのご了解事項

住宅申込書の記入方法等に不備がある場合は申込者の住所へお返しします。指摘された部分を訂正後、至急郵送または窓口(管轄の住宅管理事務所・支所等)へ提出してください。

次の場合は今回の郵送申込・受付最終日をもちまして失格とさせていただきます。異議はお受けしません。

- ① 申込者の住所が不明で返送できない。
- ② 返送した住宅申込書が「あて所に尋ねあたらず」等の理由により不達となった。
- ③ 連絡(電話)できない。
  - ・ 申込書に電話番号の記載が無い。電話番号の数字が判読不能。
  - ・ 営業日の日中お電話をしても通じない。留守番電話に伝言しても営業時間中に折り返しの連絡をいただけない。

- 仮当選・入居資格審査・入居説明会・その他のご了解事項

次の場合は直ちに失格となります。

- ① 入居指定日から1ヶ月以内に申込者本人及び同居親族全員が入居できないことがわかった。
  - ・ 婚約による申込の場合は申込者または婚約者のどちらかが1ヶ月以内に入居できない。3ヶ月以内に入居が完了できない。(入居後であっても退去していただきます)
  - ・ 婚約の解消等の重要な変更事由が生じた。
- ② 入居資格審査期間中に必要な審査を受けなかった。
- ③ 入居資格審査で必要とされた書類を指定の期日までに提出しなかった。
- ④ 入居説明会に理由なく無断欠席した。
- ⑤ 電話・郵便等で必要な連絡ができない。又は、指定の日時までに連絡をいただけない。
- ⑥ 申込者又は同居者が暴力団員・暴力団関係者と判明した。



## 入居に際して

### ■ 共益費

県営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。

- ① 水道・電気・ガス等の使用料
- ② エレベーターの設置してある住宅については、その保守管理費用  
(入居する部屋の階数にかかわらずにお支払いいただきます。)
- ③ 汚物の処理等に関する費用 (排水管の清掃費、汚水処理場の保守管理費用等)
- ④ 共用部に設置されている設備を使用するための費用  
(階段灯・街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料、集会所の維持管理費用等)
- ⑤ 共用敷地の清掃及び樹木・草花等を手入れするための費用
- ⑥ その他必要になる費用

自治会の活動は、入居者の方からの自治会費によって運営されています。  
自治会費も家賃と同様に、期日までにお支払いいただくこととなります。

### ■ 注意事項

- ① 自治会役員について  
民間アパート等と異なり、県営住宅に入居されますと自治会(町内会)に加入後、各種行事への参加が必要となります。(清掃当番など)  
また、自治会の役員に選出された場合(会長、会計等)は、その任を負っていただくこととなります。
- ② 県営住宅は、認められた同居家族だけが居住することができます。他の人に貸したり、入居の権利を他の人に譲ることはできません。不正入居の場合は、明渡しを求め、訴訟を提起することがあります。
- ③ 家賃・駐車場使用料・上下水道・電気・ガス料金等の支払いについては、なるべく預金口座振替の手続きをお願いします。
- ④ 毎月の家賃等は必ず納期限(その月の月末)までに納付してください。  
家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。  
また、連帯保証人の方に迷惑をかけたたり、延滞金が加算されたりしますので、家賃は必ず毎月の納期限までに納めてください。
- ⑤ **シルバーハウジング及び身体障害者世帯向住宅**に入居された方で、入居後においてそれぞれの**特定の入居資格に該当しなくなった場合は、速やかに住宅を明け渡していただくこととなります**のでご承知ください。
- ⑥ 退去の際は畳の表替え、襖の張替え等の所定の修繕費用が必要となります。この修繕費用は敷金での充当はできません。国土交通省の「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については賃料が市場家賃程度の民間賃貸住宅を想定しておりますので、公的で低廉な賃料であるところの県営住宅には適用されませんので、ご承知ください。
- ⑦ 犬・猫・鳥などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に多大なる迷惑をかけることとなりますので、飼育は固くお断りしております。  
申込みに際しては、その点を十分ご留意いただき、良好な共同住宅環境で生活できるようご協力ください。(盲導犬等は除きます。)

### ■ 入居後、公営住宅法に定める収入超過者になられた方の家賃制度について

入居後3年を経過し、公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は収入超過者と認定され、家賃が入居されている住宅の近傍同種家賃(民間賃貸住宅並の市場家賃)になる場合があります。

近傍同種家賃は同じような住宅であっても、その住宅の建設工事費等により家賃が異なる場合があります。

また、県営住宅に入居後5年を経過されている方で高額所得者に決定された方には、住宅の明渡請求をすることがあります。

この場合、明渡期限経過後も住宅を退去しない場合は近傍同種家賃の2倍の損害金をお支払いいただくこととなります。

### ■ 駐車場について

団地内の駐車スペース等の使用については、自治会などで自主的に管理規則等を設け適正な運営に努めておりますので、入居されましたらその定めに従っていただき、不正駐車等をしないでください。

また、公営住宅法の改正に伴い駐車場は、自治会の自主的管理から県管理へ順次移行します。

愛知県では、水害のない街づくりを目指しており、駐車場に雨水を一時的に貯めて流出抑制を図る対策工事を行うことになっておりますので、大雨時に雨水が溜まることがありますのでご了承ください。

●駐車場（有料）の使用方法的

- ・駐車区画は、愛知県及び愛知県住宅供給公社が定めた場所とさせていただきます。

●申込方法

- ・入居資格本審査時に、駐車場使用確認書（40ページ様式9）に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・入居が決定したときは、入居説明会前に駐車場申込書等を送付いたしますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて申込みをしてください。

●申込資格等

① 申込資格

申込資格は、次のいずれかに該当する方です。

- ・住宅の契約者又は同居親族。（原則的に住宅に住んでいる方以外は契約できません。）  
（自動車検査証の使用者欄に住宅の契約者又は同居親族名が記載されていること。）
- ・住宅の契約者又は同居親族で、自動車を購入する予定の方。
- ・住宅の契約者又は同居親族で、勤務先の自動車を常時通勤手段として使用している方。

② 車両制限

- ・道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（二輪車を除く。）であること。
- ・車長490センチメートル以下及び車幅180センチメートル以下であること。
- ・不正改造車でないこと。

●事前承諾事項

- ・天災地変、火災、盗難、その他不可抗力による全ての損害に対しては、愛知県及び愛知県住宅供給公社はその責任を一切負いません。また、使用者の故意又は過失による汚損及び修繕費等は、全て使用者負担となります。
- ・駐車場の管理については、愛知県住宅供給公社が管理をいたしますが、一部を自治会に委託しております。（自治会の駐車場役員に選任された場合は、見回りをさせていただきます。）
- ・駐車区画決定後の変更はできませんので、ご承知ください。

◎外国語による相談について（FOREIGN LANGUAGE INFORMATION）

PORTUGUÊS

नेपाली भाषा

Consultas em português sobre a Habitação da Província de Aichi poderão ser realizadas, conforme segue-se abaixo. (※Exceto os dias e horários abaixo, a consulta será em língua japonesa)		
Escritório	Telefone	Dias e horários
Nagoya Owari	052-973-1791	Segundas e Quintas-feiras das 13:00h~17:00h
Chita	0569-23-2716	1ª e 3ª Quartas-feiras das 13:30h~16:00h
Mikawa	0564-23-1863	1ª, 3ª e 5ª Sextas-feiras das 13:30h~16:00h
Chiryu	0566-84-5677	Terças-feiras das 13:00h~16:00h
Toyota Kamo	0565-34-2001	Segundas e Quartas-feiras das 13:30h~16:00h
Homi	0565-48-2325	Segundas e Quartas-feiras das 10:00h~12:00h
Higashi Mikawa	0532-53-5616	Terças-feiras das 13:00h~16:00h

आईची प्रिफेक्चरल आवासको बारेमा नेपालीभाषा परामर्श तल लेखिए अनुसार संचालन गरिएको छ। (※तल लेखिएको परामर्श दिन बाहेक भने जापानी भाषामा हुनेछ।)		
कार्यालय	फोन	मिति र समय
नागोया ओवारी	052-973-1791	प्रत्येक महिनाको ①・③・⑤ बिहिवार 13:00-16:00

中文

Tagalog

愛知県住宅供給公社決定在以下时间段， 面向外国人入住者的相关入住咨询问题提供翻译服务。 (※一般情况下请尽量通过会说日语的人进行咨询。)		
事务所等	电话	定期咨询日 时间
名古屋尾张	052-973-1791	毎月第 ②・④ 周四 13:00-16:00

Maaring kumonsulta sa wikang Tagalog hinggil sa Aichi Prefectural na Pabahay sa araw at oras na naitala sa ibaba. (※Sa ibang araw at oras, kumonsulta sa wikang Japanese.)		
Office	Phone number	Araw at Oras
Higashi Mikawa	0532-53-5616	Kada ikalawa at ikaapat na Miyerkules ng buwan 13:00-16:00

## 給与支給証明書

様式 1

給与所得者	次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。							
	年 月 日							
	給与支給者 所在地							
	名称及び 代表者氏名 電話番号		会社印			代表者 印		
	氏 名				採用年月日	年 月 日		
	申込む月の前月から過去1年間の総支給額(いわゆる税込みの金額)							扶養者氏名
	支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	1.
	給 与	円	円	円	円	円	円	2.
	賞 与 等	円	円	円	円	円	円	3.
	支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	4.
給 与	円	円	円	円	円	円	総 支 給 額	
賞 与 等	円	円	円	円	円	円	円	

注1：前年1月2日以降に就職された方のみ、記入してください。

注2：法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印してください。

注3：給与には一定額までの通勤手当等非課税額は含まない金額を記入してください。

## 月別明細書(自営業者等)

様式 2

自営業者等	私の所得は下記のとおりであり、当該年度において 税務署へ申告する金額と相違ありません。					必要経費内訳(材料費等)	
	年 月 日					円	
	氏 名					円	
	(印)					円	
	事業開始年月日	年 月 日			円		
	収入年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	扶養者氏名
	総収入額	円	円	円	円	円	1.
	必要経費	円	円	円	円	円	2.
	所得額	円	円	円	円	円	3.
	収入年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	4.
総収入額	円	円	円	円	円	総 所 得 額	
必要経費	円	円	円	円	円	円	
所得額	円	円	円	円	円	円	

注：前年1月2日以降に営業された方のみ、記入してください。

# 婚約中の方のお申込み

様式 3

婚約証明書	申込者住所	
	氏名	年 月 日 生
	婚約者住所	
	氏名	年 月 日 生
	上記の両者は婚約中であり、年 月 日婚姻の届出（入籍）予定であるが、婚姻後の住宅に困窮していることを申し立てます。	
	仲人 <small>（仲人がいない場合は知人等の第三者）</small> 住所	
	(続柄)氏名	㊟
男の親 <small>（両親が死亡等の場合は兄弟等の親族）</small> 住所		
	(続柄)氏名	㊟
女の親 <small>（両親が死亡等の場合は兄弟等の親族）</small> 住所		
	(続柄)氏名	㊟

様式 4

## 誓約書

1. 申込家族のうち1名は入居指定日から1か月以内に必ず入居し、3か月以内には申込家族全員が入居します。

2. 婚約解消となった場合には、入居申込みを辞退します。なお、既に入居している場合にはその住宅を明け渡し、かつ現状回復に必要な費用を全て負担します。

以上、誓約いたします。

年 月 日

愛知県知事殿  
愛知県住宅供給公社理事長様

申込者氏名 ㊟

婚約者氏名 ㊟

様式 5

## 退職予定証明書

愛知県知事殿  
愛知県住宅供給公社理事長様

1. 住所

2. 氏名

3. 生年月日 年 月 日

4. 採用年月日 年 月 日

5. 健康保険証の記号・番号

上記の者は、年 月 日付けで、当社を退職する予定であることを証明します。

年 月 日

勤務先住所  
名称

代表者氏名  
電話番号

会社印

代表者印



## 駐車場を申込みされる方

募集住宅一覧表の駐車場使用料欄に金額の記載がある住宅の駐車場は、県管理となっており、家賃とは別に駐車場使用料をお支払いいただきます。

県管理の駐車場を使用される方は、次のとおり申込みをしてください。

(駐車場契約は、原則的に契約者または同居親族名義の車両です。それ以外の場合はそれぞれの住宅管理事務所又は支所等にご相談ください。)

### ●申込方法

- ・入居資格本審査時に下記の駐車場使用確認書(様式9)に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・入居が決定したときは、入居説明会前に駐車場申込書等を送付しますので、必要書類を添えて申込みをしてください。

### 様式 9

## 駐車場使用確認書

( 住 宅 )

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿  
愛知県住宅供給公社理事長 様

ふりがな

氏 名

(申込者名)

※いずれかに○を付けてください。

1. 私は今回申込みする住宅に入居が決まりましたら、  
駐車場を希望いたします。

(私の使用予定車両は、車長490センチメートル以下及び車幅180センチメートル以下であることを自動車検査証にて確認しております。)

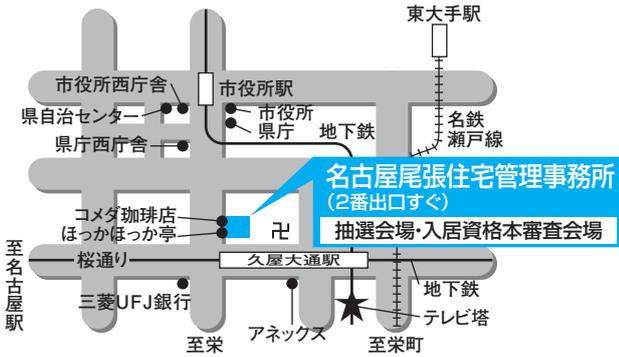
2. 今回申込みする住宅の駐車場を使用いたしません。

# 抽選会場・入居資格本審査受付場所等

## ●名古屋・尾張地区の県営住宅

**名古屋尾張住宅管理事務所** (県住宅供給公社5階)  
〒460-8566 名古屋市中区丸の内3-19-30  
(地下鉄久屋大通駅下車徒歩約1分)

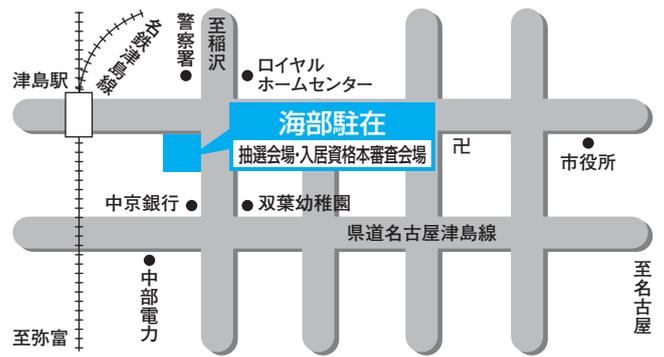
☎(052)973-1791 (ダイヤルイン)



## ●海部地区の県営住宅

**名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在** (県海部総合庁舎5階)  
〒496-8531 津島市西柳原町1-14  
(名鉄津島駅下車徒歩約5分)

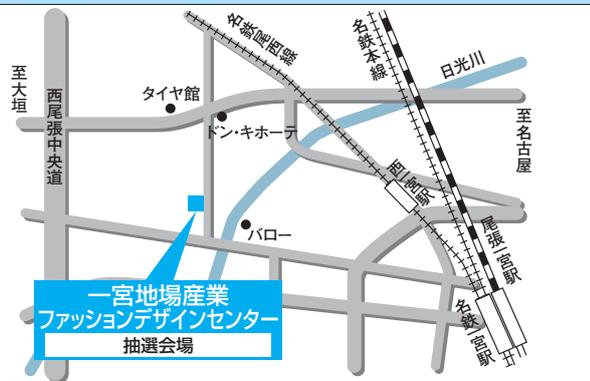
☎(0567)24-7330 (直通)



## ●一宮地区の県営住宅(抽選会場)

**一宮地場産業ファッションデザインセンター**  
一宮市大和町馬引字南正亀4-1 (名鉄バス繊維センター前下車徒歩約5分)

※当日は駐車場に駐車できないと思われます。  
公共交通機関でお越し下さい。



## ●一宮地区の県営住宅(入居資格本審査会場)

**名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所** (県一宮建設事務所1階)  
〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4  
(名鉄今伊勢駅下車徒歩約10分)

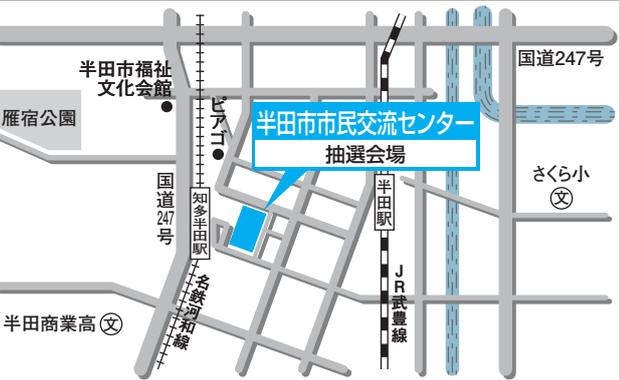
☎(0586)28-5411 (直通)



## ●知多地区の県営住宅(抽選会場)

**半田市市民交流センター** (クラシティ半田3階)  
半田市広小路町90番地 (名鉄知多半田駅に直結)

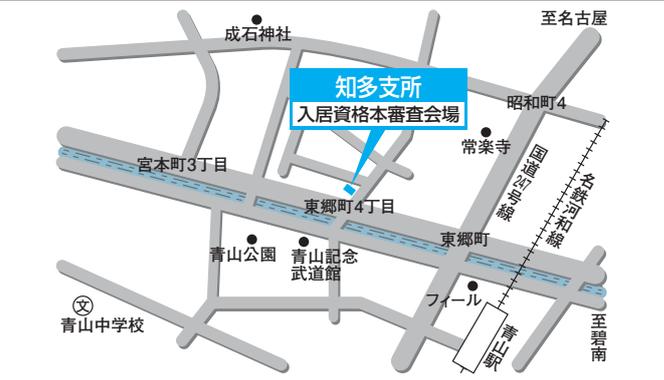
☎(0569)23-2716 (直通)



## ●知多地区の県営住宅(入居資格本審査会場)

**名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所** (セントラルビル5階)  
〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21 (名鉄青山駅下車徒歩約8分)

☎(0569)23-2716 (直通)



- 注意**
- 抽選会場及び入居資格本審査会場がそれぞれ異なる場合があります。
  - 駐車場の確保ができませんので、公共交通機関をご利用ください。
  - 仮当選の方は入居資格本審査期間内に来所されない場合は失格とします。(案内書2・31・32ページ参照)

**●西三河地区の県営住宅**

**三河住宅管理事務所** (県西三河総合庁舎5階)  
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 (名鉄東岡崎駅下車徒歩約5分)

☎**<0564>23-1863** (直通)

**●東三河地区の県営住宅**

**三河住宅管理事務所 東三河支所** (県東三河建設事務所1階)  
〒440-0801 豊橋市今橋町6 (市電東八町駅下車徒歩約7分)

☎**<0532>53-5616** (直通)

**●知立地区の県営住宅(抽選会場)**

**パティオ池鯉鮒** (知立市文化会館)  
知立市上重原町間瀬口116番地(名鉄知立駅下車徒歩約20分)

**●知立地区の県営住宅(入居資格本審査会場)**

**三河住宅管理事務所 知立支所** (県知立建設事務所南館1階)  
〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124 (名鉄知立駅下車徒歩約15分)

☎**<0566>84-5677** (直通)

**●豊田加茂地区の県営住宅(抽選会場・入居資格本審査会場)**

**豊田市福祉センター**  
豊田市錦町1-1-1 (名鉄上學母駅下車徒歩約10分)

**入居資格本審査 6月18日(火)~6月21日(金)**

**●豊田加茂地区の県営住宅**

**三河住宅管理事務所 豊田加茂支所** (豊田公営住宅センター内)  
〒471-0027 豊田市喜多町6丁目34 (名鉄豊田市駅下車徒歩約15分)

☎**<0565>34-2001** (直通)

# 県営住宅入居者募集案内

1	<b>定期募集[抽選]</b> (単身者を含む) (1)案内書配布時期……4月・8月・12月(各月中旬頃) (2)申込方法……郵送 (3)次回の募集のお知らせ(予定) 案内書配布期間……平成31年(2019年) 8月中旬～ 受付期間……平成31年(2019年) 9月上旬～ 抽選日……平成31年(2019年) 10月上旬 入居日(予定)……平成31年(2019年) 12月以降
2	<b>新設住宅募集[抽選]</b> (1)案内書配布期間……募集のつど発表 (2)申込方法……郵送
3	<b>常時募集[先着順](一般向・福祉向・近居向)</b> (1)案内書配布時期…4月～7月・8月～11月・12月～3月 (2)申込方法……管轄する住宅管理事務所又は支所等窓口へ直接持参



「犬・猫」は持ち込まないでください。  
県営住宅では、**犬・猫などペットを飼育することは固くお断りしております。**  
申込みに際しては、その点を十分  
ご留意ください。(盲導犬等は除きます。)



**愛知県住宅供給公社**

ホームページアドレス <http://www.aichi-kousha.or.jp>

愛知県公社

検索



◆県営住宅テレホンサービス◆

(自動音声によるご案内です)

ヨ イ イ エ

**☎(052)971-4118**